

令和2年12月愛荘町議会定例会会議録

令和2年12月7日（月）午前9時00分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第 6 議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更に
つき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更およ
び規約の変更に
つき議決を求めることにつ
いて
- 日程第11 議案第69号 豊郷町道の路線の認定にかかる承諾につき議決を求め
ることについて
- 日程第12 議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第13 議案第71号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第16 議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第17 議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第18 議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡ゑみ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 有村国知君	副町長 石田政則君
教育長 徳田寿君	教育次長 青木清司君
総務担当政策監 上林市治君	企画担当政策監 藤塚雅徳君
福祉担当政策監 岡部得晴君	経営戦略課長 生駒秀嘉君
まちづくり協働課長 西川傅和君	学校教育担当課長 田中幹雄君
くらし安全環境課長 水谷徹也君	建設・下水道課長 羽田順行君
福祉課長 田中孝幸君	健康推進課長 木村美紀君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。座らせていただきます。

師走に入り、12月定例会を開会させていただきましたところ、全員ご出席のもとで開会できますこと、議長として喜んでおります。

中村産業担当政策監より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、一般質問につきましても自席での発言とさせていただきますので、ご了解ください。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番 澤田源宏君、2番 村西作雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの17日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月23日までの17日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 令和2年12月議会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

ちょうど1年前、12月議会の冒頭におきまして、「変化こそ唯一の永遠である」との岡倉天心の言葉を引用いたしました。その時には予期できなかった変化が世界中を襲っています。1年前とは全く異なる社会環境に身を置く中にあっても、これに立ち向かい、またこれに柔軟に対応し、変化を続けていかなければなりません。

現在、新年度の予算編成に取り組んでいます。町財政を含め、町を取り巻く情勢は不確実性を増していますが、これに適切に対応し、愛荘町が居心地がよく、文化が薫り、住民の皆様が誇りを持てるまちとなるため、また、総合計画でも示した「ひとづくり・しごとづくり・まちづくり」の実現のため、必要な政策に資源配分を行います。

また、まちの将来を考えた政策についても同時に、着実に実行していかなければなりません。現在、検討を実施している公共施設等の集約につきましては、来年1月には住民の皆様へ説明する機会を設けてまいります。

愛荘町では、合併して以降に生まれた世代の人口が2割を迎えようとしています。子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに過度な負担を背負わせてはなりません。地域が、字が、それぞれ持っている歴史を未来へ引き渡す責任があります。

政治とは、情熱と判断力の2つを駆使しながら、硬い板に力を込めてじわじわと穴をくり抜いていく作業である。もし、この世の中で不可能事を目指して、粘り強くアタックしないようでは、およそ可能なことの達成もおぼつかないというのは全く正しく、あらゆる歴史上の経験がこれを証明している。20世紀初頭のドイツの社会学者マックス・ウェーバーの言葉であります。いかなる困難な課題であれ、粘り強く取り組み、今後50年、100年、持続可能な愛荘町を住民の皆様とともに作り上げていく、その決意であります。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。条例案件4件、組合議決案件2件、路線認定案件2件、損害賠償案件1件、補正予算案件6件、合わせて15案件をご提案させていただきました。

まず、条例案件でございます。議案第63号 愛荘町議会議員および愛荘町長の選挙

における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村議会議員選挙および町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成および選挙運動用ポスターの作成について、条例の定めるところにより公費負担の対象とすることができることから、このたび条例を制定するものでございます。

次に議案第64号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人所得課税の見直しに係る国民健康保険税の軽減判定所得基準が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、愛知郡広域行政組合での不燃ごみ等の処理は令和2年度末で終了し、令和3年度から彦根・愛知・犬上広域行政組合が愛知郡清掃センターの敷地を借用して行うこととなります。これにより、粗大ごみや処理対象外となることから、その処理を年度末までの間、愛荘町単独で実施するにあたり手数料を徴収することとするため、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第66号 愛荘町介護保険条例等の一部を改正する条例でございますが、令和2年3月3日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、特例基準割合の呼称が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、愛荘町介護保険条例、愛荘町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例、愛荘町後期高齢者医療に関する条例について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、組合議決案件2件でございます。議案第67号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更についてでございますが、当該組合で共同処理する事務の一部が令和3年3月31日をもって終了することから、規約の変更につき議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第68号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてでございますが、当該組合において令和3年4月1日以降、当該組合で共同処理する事務が新たに追加されることから、規約の変更につき議会の議決を求めるものでございます。

次に、路線認定案件2件でございます。議案第69号 豊郷町道の路線の認定にかかる承諾につき議決を求めることについてでございますが、道路法第8条第4項の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第70号 町道の路線の認定につき議決を求めることについてでございますが、道路法第8条第2項の規定に基づき、7路線を新規認定するものでございます。

次に、損害賠償案件でございます。議案第71号 損害賠償の額を定めることについてでございますが、クラブ活動中におきまして生徒の蹴ったボールが校内に駐車中の車両に当たり損害を与えた件につきまして、このたび示談が成立したことから、損害賠償金を定めさせていただくものでございます。

次に、補正予算案件6件でございます。議案第72号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)につきましては、1億969万5,000円を追加し、総額128億8,891万3,000円とするものです。

次に議案第73号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、384万6,000円を追加し、総額385万6,000円とするものです。

次に議案第74号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、250万9,000円を追加し、総額17億9,469万8,000円とするものです。

次に議案第75号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、255万3,000円を追加し、総額2億128万9,000円とするものです。

次に議案第76号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、3,873万2,000円を追加し、総額15億3,470万7,000円とするものです。

議案第77号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入として1,739万6,000円の増額、収益的支出として1,751万5,000円の増額とするものでございます。

以上の案件を、令和2年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(河村善一君) 日程第4 一般質問を行います。

今期定例会は、10名の一般質問通告があり、本日は7名の一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 村西作雄君

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄です。私は、3点の質問をさせていただきたいと思えます。1つ目は「すぐできる高齢者外出支援サービスの実現を」、2つ目は「コロナ禍における町施策の執行状況と財源ならびに新年度対策について」、3本目は「国道307号にかかる歩道整備促進について」であります。

まず1問目、「すぐできる高齢者外出支援サービスの実施を」について質問をいたします。

近年、高齢者ドライバーの重大な交通事故が後を絶たず、それに伴い町内でも免許返納される方も増え、町ではそれらの方々に愛のりタクシーのチケット5,000円分を配布するなど、一定の配慮がされています。しかしながら、免許をなくしたら買い物や通院もままならないとの思いから、80歳・85歳を超えても免許を返納しない方がおられるのも事実です。

この現状を見ると、町内の高齢者の方々が買い物や通院の心配をすることなく、車の運転に自信をなくしたら、ためらいなく免許返納ができる「外出支援サービス」の実現は、本町にとって喫緊の課題です。また、折しも庁舎の統合計画が進む中、この計画と高齢者が気軽に自宅玄関から庁舎にも出向けるサービスを並行して進めないと、庁舎統合は住民の理解が得られないのではないかと危惧します。

甲良町社会福祉協議会では、平成27年度から始めた有償の「困りごと援助サービス」での買い物代行から発展させ、令和元年度から「買い物送迎サービス」として、現在は13人の有償ボランティア運転手と日赤奉仕団員を添乗員として、ドアツードアで毎週水曜日、社協の車両を昼間活用し、75歳以上の高齢者に無償で買い物送迎サービスを展開されています。

元年度の利用実績は、年間延べ198人、2年度は9月末時点で登録者43人、利用は延べ270人とのことで、好評のため、この12月からは午前便1便・午後便2便運航されます。また、希望者には役場や金融機関などにも寄られます。

本町の外出支援の基本的な考え方は、「丸ごと活性化事業により、各自治会で区民がそれぞれ困っていることを話し合い、その解決策を見出す中で、それを解決するための組織をつくり、その活動に対し町や社協が支援する」とのスタンスであると認識しています。

この10月から町社協が始められた「外出支援車両貸出事業」もその一環と思いますが、コロナ禍における自治会コミュニティ活動の停滞化、自治会規模の大小による人材確保の難しさと対象者の多い少ない、事業実施後のリーダー後継問題等々、各自治会が様々な問題を抱える時、町が進める自治会主体の外出支援の取り組みには限りがあり、私は前述のスタンスを改める必要があると考えます。すなわち、高齢者の外出支援は、町内すべての自治会がそれぞれで担うには無理があり、町が町全体の問題として主導し、システムを構築しないと、町民全員に行き渡る平等な行政が展開できません。

また、甲良町では15年前から65歳以上の登録高齢者に対し、彦愛犬と東近江市の湖東記念病院への医療機関送迎を、町が有償送迎の許可を取り、1回1,150円（湖東記念病院は1,350円）、うち個人負担300円（500円）で、週5日間、その運行を町社協に委託されています。

以上、甲良町での取り組みを紹介しましたが、買い物や通院、行政機関等へ的高齢者送迎サービスは、運転手と添乗員を確保し、町がやる気になれば直営でも、あるいは町社協へ運行の車に対する支援をすれば社協でも大きな経費をかけずできる事業であり、前述の社協の外出支援車両貸出事業から一歩踏み出し、来年度早々、取り急ぎ実証実験として事業実施の英断を町長に求めておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど甲良町社協様、甲良町のご紹介、取り組みのご紹介もいただきました。

平成29年度に65歳以上の町民を対象に、高齢者の移動外出状況や課題点、そして公共交通に対する評価等を把握するためのアンケート調査を実施しました。これによると、「運転免許証の保有率」は73.5%で、「自動車等の保有および利用状況」については、「自分専用の自動車等がある」と「いつでも使える家族共用の自動車等がある」と回答を合わせると、73.8%の方が「自動車等での移動が可能」と答えられました。

また、「買い物の主な移動手段」としては、「自分で運転」や「家族送迎」など、各家庭内で対応していると答えられた方は97.4%でした。

調査結果から見ると、高齢者の外出手段は自己確保されており、身体状況等により支援が必要な場合は、介護サービス等により対応できていると報告を受けています。

現在、高齢者への移動支援の取り組みとしては、社会福祉協議会が自治会等の活動団体に対し、外出支援車両貸出事業を10月から始めておられます。また、まるごと活性

化事業において、自治会が支え合いの移動支援として自発的に取り組まれるように推進しております。それと、湖東圏域で愛のりタクシーの充実にも取り組んでいるところであり、停留所の設置に関しても各字からご意見をいただき、定住自立圏とも連携をし、より便利になるよう増設した字も複数ございます。

高齢者への移動支援の取り組みは大変重要なことであり、先進的な取り組みをされている事例も参考にしながら、これまでの取り組みの改善策を点検するとともに、これからの持続可能な移動支援のあり方についても情報収集と、仮に当町にとっての参考例などがあれば検討し、また、事業性なども随時レビューしていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほどは、町長から基本的にはアンケート調査によると97.4%、ほとんどが自力での移動が可能だというふうに答えられておられるというような答弁をいただきました。

そこで、ちょっと私、お伺いしたいのですけれども、これは29年のアンケートの結果を言われたと思うのですけれども、3年前だと思うのですけど、それから先、時代は刻々と変わっている。近年、今年・去年、高齢者の運転の暴走事故によって大きな事故が起きているとか、そういったことを踏まえて、本当にここ1～2年、高齢者の免許返納というのは増えてきていると思うのです。私の近く、うちの隣の方でも、「もう怖い目に遭うたで、とても運転、自信ないので、免許返納したわ」というような方もおられるのですね。このアンケートだけをとりまえて、ニーズはあまりないんだというような思いだと思うのですけど、これはちょっと、時代は刻々と変わっているということを考えていただきたいと思います。

それと、甲良町の例の外出支援、買い物サービスの例を出させてもらいました。ご承知のように甲良町、愛荘町の人口からすると約3分の1だと思うのですね。この8月に町内にスーパーマーケットがなくなったというものの、それ以前からこのようなサービスを展開されていて、これだけのニーズがあるわけなんですよ。私の集落でも、150件ほど戸数がありますけど、本当に見てみると10件以上は高齢者で免許がない人、自転車しか、あるいは自転車も乗れない人があるわけですよ。現実やっぱり、「3年前のアンケートでこうだったから」というようなことではなくて、もう一度、時代の流れ、今の状況を十分把握していただくというようなことが大事ではないかなと思うのですけども、町長、どうでしょう。3年前から比べると、僕はすごく移動手段、高齢者の移動に

については刻々と問題が起きていると思っているのですが、そんなお考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村西議員、様々ご意見いただきました。1年1年、やはり私たちが同じく年を重ねていくものでございますし、また自分でハンドルを握るということにご不安を感じるという世代が、それは1年1年ずつ多くなってきているということはあるとは存じます。そのことは社会全体としても、やはり非常に注目をされている、また関心を高い、それぞれのご家庭も恐らくそうであると存じます。

それということがしっかりございますので、愛荘町として愛のりタクシーということも現在、行政として湖東圏域において提供いたしておりますけれども、この利用をしっかりと進めていくということが大変肝要であると存じます。

お乗りいただいている方、非常にご好評というか、よいご意見をいただいているのが多いというようにもとらえておりますけれども、なかなか食わず嫌いというか、現在までも、そのサービスは知っているけれども、利用をしたことがないという方々が多いのも事実でございますので、この愛のりということをしかりと皆さんに周知、また生活の中に組み込んでいっていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

また、まるごとのことにも触れていただいております。それぞれの字の取り組みをしかりとサポートしていきたいということ、社協の中での車両の貸出ということも10月から始めておりますけれども、まずはそれぞれの地域の中での課題の洗い出しというところ、今進めていただいている字もありますけれども、しっかりとそのニーズということを踏まえてお考えいただくメニューということ、これをサポートしてまいりたいというように存じます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 愛のりタクシーをもうちょっと利用してもらえればというようなお話もいただきましたし、そして、まるごと事業での自治会での取り組み、そして社協の貸出事業、こういったものでというふうにお話をいただきました。

基本的に思うのは、愛のりタクシーは自宅から乗れないというようなものが1つの問題と、もう1つは、やはりタクシーを使ってまで、一般の方が公共交通としてのとらまえをしていただいたら問題はないと思うのです。ただ、やっぱり高齢者の方は、タクシーに乗って買い物にというのが、なんかちょっと、遠慮というか、やや、引くかげんで

の利用で、利用者が買い物に愛のりで行こうというような気持ちになれないのが事実かなというふうにも思うのです。

ここで福祉課長、お聞きしたいのですが、10月から社会福祉協議会がデイサービスの車を自治会等に貸して利用をしてくださいよというような事業を打たれました。10月から11月、どれだけの利用があったか承知されていますでしょうか。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 社協さんの方が10月から始められました事業につきまして、ご報告させていただきます。

詳しい内容を聞かさせていただきますと、登録車両が町の名義から社協の名義に変えるのに時間がかかっておりまして、実際、名義登録が終わったのがこの先週ということで、いよいよ12月から本格的にというか、利用が開始できる状態になったということを知っておりまして、それまでの間は要望を聞いておったという状況で、利用状況はなかったという状況でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 私も今、自治会の区長をしていますけど、なかなか自治会で、コロナ禍でまとまって、それなら買い物支援の組織をつくろうとかいうのは、なかなかできない状態で、それともう1つは、先ほど私の質問も冒頭申しましたけれども、町からすると、丸ごと事業によってそれぞれ自治会が支え合い移動として自発的に取り組んでほしいというような話だったのですけれど、言いましたとおりで、戸数が大きい集落と、10件・30戸のところでは果たしてこれが町内全部にそういう組織が、自治会ががんばれるかということになると、これは本当に町の方で活性化事業で自治会でそれぞれが取り組んでくださいよと言われても、本当に全部網羅できない、全集落がそういったことに取り組めないような実情があるわけです。

そうしたことからすると、たまたま町の車を今、社協に名義変更して、社協さんの車として活動していただくというようなことで、何遍も申しますけれども、車はただで貸しますよ、10km以内なら無償で使ってくださいよ、各集落にというようなお話から一歩飛び出して、やっぱりそこに運転手さんと添乗員さんをつければ、町内全域網羅できる外出支援のサービスが構築できるのですよ。そこでもうひと踏ん張り、集落の思いも踏まえながらもうひと踏ん張り、町がその車を使って頑張れば、こういったシステムができるのではないかなと思うのですが、福祉課長、これについてどのようにお考えでし

よう。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどのご質問の考え方についてお話しさせていただきます。

今ほどは、集落の方のご協力を得ながら、集落の方で、その集落の高齢者を支えていただきたいということで、現在は社協さんの方で考えておられます。

また、先ほども一例の中で、甲良町さんのボランティアを活用したという形の例がございます。当町におきましても、ボランティア組織がございますので、そのとりまとめも社協さんがしておられます。その中で、今の貸出車両の空き時間等を活用して、ボランティアの運営をしていただくような形での移送サービスができないかどうか等を、町と社協さんとは話し合っていきながら進めていくのも1つではないかと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。ボランティアの組織ももちろんありますし、そういったことでやっぱり空いている車を移動支援に活用していく、それはやっぱり町1つがまとめて、自治会に頼ることなく、自治会に任すことなく、町が1つのシステムみたいなものをこれからつくっていただく、できれば来年度、実証実験というような形でも取り組んでいただきたいと思いますので、再度、課長の思いを聞かせていただきます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどお答えさせていただきましたように、基本的にサービスの部分につきましては、外出とかの部分には「自助」、自分のこと、またそして家族のこと、そして「互助」、その周りの方、そして「共助」・「公助」のバランスの中で組織運営が必要であるかと思っておりますので、その辺をしっかりと考えていきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） それでは、2点目に移ります。「コロナ禍における町施策の執行状況と財源ならびに新年度対策について」であります。

12月5日現在、新型コロナウイルスの国内感染者は16万人を超え、終息への出口は見えません。欧米では再流行が猛威をふるい、再度のロックダウンも始まり、専門家

は、日本もクラスターを防がないと同じようになるとの危機感を募らせています。

滋賀県においても、12月5日現在814人が罹患し、本町においても5例目の発症が発表されました。しかしその一方で、治療方法の改善により重症や死亡の割合が減る明るい兆しもあります。

国においても、1つ目に感染拡大の防止、2つ目に雇用の維持と事業の継続、3つ目に経済活動の回復、4つ目に強靱な経済構造の構築の4本柱を据え、国民への10万円特別定額給付金や事業持続化給付金など、さらには最近ではGoToトラベルやGoToイート等、コロナ経済対策を積極的に進めてきましたが、経済的に何とか持ちこたえているだけで、来年度も先が見えない戦いになりそうです。

さて、本町においても国の4本柱と相まって、5月の臨時会での補正予算を皮切りに、給付金・支援金への上乗せやエール商品券など、独自施策を展開されてきました。これらコロナ禍に係る町単独事業の11月末現在の執行状況と今後の執行見込みを、さらにその財源については、国・県の交付金以外は町の財政調整基金からの操出や、コロナ禍により事業や補助を取りやめた財源で賄われると考えると思いますが、昨年度末の基金残高約21億8,000万円から今年度どとれだけ取り崩し、また執行状況に応じ一部積み上げし、最終的に今年度末において財政調整基金残高はどれくらいになると試算されているか、経営戦略課長にお伺いいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスに関する事業については、様々な事業を展開しておりますけれども、基本的に国の地方創生臨時交付金を充当するように考えているところです。しかしながら、臨時交付金については交付額に上限があり、今後予定されている国の第3次配分の交付額も未確定であることから、現状において町単独事業と臨時交付金対象事業とに区分けすることは困難な状況でございます。

当初、特別定額給付金の1万円の上乗せについては、町単独事業として財政調整基金の取り崩しにより計上をしていました。その後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次配分が交付されることにより、上乗せ分について計画対象事業としたことから、財政調整基金の取り崩しについては、当初の予定を大幅に下回る見込みとなっております。

財政調整基金取り崩しは約1億5,000万円となる見込みであります。利息分の183

万円を積み立てると、令和2年度末は20億3,000万円の残高になる見込みであります。
以上でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 次に、来年度における町独自のコロナ施策ですが、いまだ終息が見込めない中で、国・県施策に合わせ今年度のように各市町が競って施策を展開できる余裕はないのではないかと考えます。法人税の大幅な落ち込み、愛知中学校増改築に約30億円、庁舎等あり方検討委員会からの答申5項目の計画的な実行など、町財源に十分な余裕はありません。

しかし反面、これら財政面も考えながら、町民の健康と命をどう守っていくのか、コロナ禍の出口が見えた時、その後の社会がどう変わるのかを見極め、今後のまちづくりの方向性を町民とともに見出す必要もあります。

新型コロナに町として対峙するための来年度の町独自コロナ施策の考え方について、町長の思いを聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

愛荘町の住民の皆さんの健康と生命と財産を守り、暮らしを支えていくことが何より大切であり、来年度予算編成方針のもとで、コロナ対策を大きな柱としています。

今後の感染状況や地域経済の動向、さらに国や県の対策を踏まえつつ、現在、予算編成の段階であり、町としてコロナ対策について適切に判断をしてまいりたいと存じます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。今回、この一般質問の届を出したのが私、11月10日でありました。それから約1か月が過ぎましたけれども、11月から12月にかけて日本全土ではコロナ禍の第3波が起き、東京では一日500人を超える感染者が出ております。また、病院や学校でも毎日のニュースで、クラスターが起きてこの病院で30人が感染した、ここの学校で50人が感染した、そういったニュースも出ております。GoTo イートも効果が限られてきているのではないかなというふうにも思います。

さらには、全国各地で医療体制が限界にきているというようなニュースもあります。仮に来年、ワクチンができたとしても、即、私たちがコロナ以前の生活に戻るのには相当時間がかかるのではないかなと私自身考えています。

特に地元・地域のことを申すならば、自治会活動においても一度止めました運動会とか文化祭とか夏祭り、区民の交流の場だったものがずっと今年ではできなくなってしまっ
て、来年も、そんならコロナが収まったので即やっつていこうかというふうになっても、
やっぱりこれを復活するにはもう2倍・3倍のパワーが要ると私は考えてます。

1つ、ハーティーセンターの催しを見てみましても、今年ほとんどされてませんが、
仮に来年そのイベントをずっとやられようとしましても、果たしてお客さんが、一旦、
舞台芸術に親しむ・楽しむというような思いの住民が、コロナが収まったので即、ハー
ティーのイベントに出ていって舞台を鑑賞しようかということにはならないのではな
いか、そのようにも考えます。

さらには、介護施設でのデイサービス利用者もずっとコロナで少ないままで、介護施
設の運営も本当に大変だと聞いているのですけども、多くの参加者の口元から笑い声が
聞こえるデイサービスに戻るには、さらにたくさんの時間がかかるのではないかなとい
うふうにも思います。改めてまた飲食店への支援もこれから続けていく必要もあるの
ではないかなと思います。

こういったことを念頭に、今回は具体的なことはまだ示されませんでしたし、国の方
も来年度どうするかというより、今年度、今のコロナをどのように乗り切ろうかとい
うところで頭がいっぱいだと思うのですけども、幸い、財政調整基金も大きな取り崩しも
なくて、国の方での財政調整交付金等々で補填ができて、何とか少ない取り崩しでいけ
そうだというような見込みを経営戦略課長からお聞きしましたけれども、一時に回復し
ない、できない、それを通常の生活に戻すための支援というのは、やっぱり末端行政の
大きな責務ではないかなと思っております。

町長においては、来年度のコロナに対する思いをもう一度お聞かせを願いたいと思
います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村西議員、ご発言を賜りました。特に今年度は区長職を
お務めくださっているということもあり、本当に、先日も字のいろんな成約を受けてい
るということをお話いただきました。また、今ほど議場におきましておっしゃって
いただいたような文化祭であったり、運動会であったり、夏祭り、本当に地域の皆様の
ふれ合い、交流の場でございますので、こういうものを一日も早く再開をしていきたい
という思いは全く一にしておりますので、様々な部分、字のこともございます、社会全

体のこともございますけれども、なんとか皆さんと力を合わせて、以前のような笑顔とか交流とかいうことを取り戻していける、そんな町行政ということを目指していきたいという思いでおります。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） それでは3点目、国道307号にかかる歩道整備促進について、お伺いいたします。

町内東部地区を横断する国道307号は、平成25年10月の湖東三山SIC開通以降、町内交通量も増え、SICの一日当たり利用台数も、開通時の3,000台から現在では4,500台を超えるまでの日々の利用があります。近年はビワイチブームで、湖東三山館あいしよの利用促進を図る観光振興からして、三山館を基点に湖東三山を巡るサイクリングやウォーキングのPRが重要と考えますが、愛荘町域の307号歩道整備の状況を見ると、その声はおのずと小さくなります。

国道307号は、一般国道として滋賀県が道路管理者となり、2018年3月に改定された県の道路整備アクションプログラムにも、継続事業として斧磨地先の整備があげられています。にもかかわらず、町域にかかる307号の自転車も通行できる歩道整備は、甲良町をはじめ近隣市町の状況からして、用地の確保がたやすい水田がほとんどであるものの、ここ数年、遅々として進んでいません。

まず最初に、町域国道307号における近年の交通事故発生状況について、担当課長にお伺いします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 国道307号の当町域区間における人傷事故発生件数については、滋賀県警察本部の「滋賀の交通」によりますと、2015年から2019年までの過去5年間で12件になります。

内訳といたしましては、2015年で5件、2016年で4件、2017年で1件、2018年で1件、2019年1件でございます。なお、いずれも車両同士、車両単独事故によるもので、車両と歩行者および車両と自転車の事故は、ございませんでした。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。交通事故の内訳、歩行者の事故は皆無であったというような説明をいただきましたけれど、これは実際、歩道がない国道を歩かれる歩行者というのは全くとっていいほどないので、当然だろうというような思い

もしました。

次に、過去3か年にわたる本町にかかる国道307号歩道整備の事業費ならびに整備延長と、来年度以降の整備計画、さらには町域にかかる307号歩道の町内全線開通見込みの年度について、滋賀県はどのような計画をお持ちなのか、建設・下水道課長にお聞きします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 村西議員のご質問にお答えします。

事業費につきましては、歩道整備に係る工事費や用地買収などの費用とし、平成29年度1,790万9,000円、平成30年度は1,809万4,000円、令和元年度は2,032万4,000円となっております。

また整備延長については、平成29年度162.6m、平成30年度は0m、令和元年度は38m、3年間で200.6mの整備を行っていただいております。

全線開通見込み年度については、明確な年度はお示しをいただいております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 今ほど課長から、29年度で162.6m、30年度は0m、元年度は38m、3年間で200m余りの整備ができたというようなことをお聞きしました。

ちなみに、今年度と来年度はどのぐらいのことを予定されて、あるいは実施されておられるのか、ご承知いただいているでしょうか。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 今年度および来年度の歩道整備延長につきましては、詳しくは当町では把握はしておりませんが、まず、甲良町との境界から県道松尾寺豊郷線の交差点までの区間を3工区にわけまして、順次整備をしていくというふうにお聞きをしております。

また現在は、次年度以降は引き続き国道307号に係ります小野松橋までの歩道未整備区間の200mを優先的に進める予定とお聞きしておりますので、その区間を最優先として整備をされるというところで、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。最後に再度、建設・下水道課長にお聞きしたいのですけれども、できれば私は町域はせめてもう何年か計画、5年なら5年、

6年なら6年でというような、期限を決めて開通というのですか、町域の歩道を完成してほしいと思うのですけれども、町としてもその推進に向け、県に対してどのような働きかけと協力を考えていただいているのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 国道307号の整備促進を図るため、「国道307号改良促進協議会」を設立し、毎年、関係機関へ要望活動を行っております。今年度は8月5日にコロナ禍のため協議会を代表し、東近江市・甲賀市・彦根市が県要望を行い、8月27日には同じく協議会を代表し、京都府宇治田原市・城陽市を加えた5市で、近畿地方整備局や要望活動を行ってまいりました。

要望内容につきましては、各地域での未着手部分の早期整備とし、当町の未整備区間での自転車歩行者道路の整備を重点要望箇所として要望しております。

県への協力に関しましては、町内の件道整備に係る地元負担金の支出や、用地買収における地権者への連絡調整、地元への周知や協議を積極的に行っております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） ありがとうございます。湖東三山館あいしょうにはレンタサイクルも整備をされています。毎年、その利用状況も委員会等でお聞きをするのですが、ほとんど使われてないというのですか、皆無の状態の報告を受けているのが常であります。

私はやっぱり、三山館あいしょうから5人・6人のグループであの歩道を、新設された307号の歩道を使って西明寺へ行かれる方、あるいは百済寺へ行かれる方、そういった姿を目に浮かばせております。県のアクションプログラムもまた改定の時期になると思うのですけれども、ぜひとも、今は継続事業で斧磨地先となっていますけれども、やはりそれを継続事業で松尾寺・上蚊野地先まで広げてもらえるように、ぜひとも県に対する強い働きかけをお願いをしたいと思うのですけれども、町長、これに対してどのようなお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども担当課長からもお答えを申し上げてはおりますけれども、毎年、この307号の改良促進協議会、私も出席をさせていただいておりますけれども、しっかり国に対して、もちろん県と共にというところはございますけれども、各市

も本当に強い要望をあげておりますので、何とかこの方からもよく言われますのは、全体の道路予算の確保ということが本当に重要でもございます。その中の配分という、パイの配分ということになるんだとは思いますが、全体として地域の声として引き続きしっかりあげていきたいというように思っております。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を10時10分から。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 徳田文治君

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。令和2年12月愛荘町議会定例会、ただいまより一括方式で一般質問をさせていただきます。今回は、コロナ禍における学びの保障についての1項目です。

新型コロナウイルスの感染防止のため、子どもも教職員も、いわゆる3密を避けながら学校生活を送っています。コロナ禍の収束の兆しが見えない中で、今後どのように学校教育を進めていくのか、国や教育委員会は、感染対策と学習効果を両立できる環境の整備に取り組んでほしいと思っております。

文部科学省は、来年度予算の概算要求に緊急のコロナ対策費を盛り込んでおります。オンライン学習のシステム整備のほか、校内の密集を避けるため、公立小中学校への少人数学級の導入や、広い多目的スペースの設置なども求めています。学級規模の上限40人（小学校1年生は35人）を引き下げる少人数学級について、財務省は教員増加の費用に見合う学習効果が得られないと否定的であります。文部科学省は、コロナ禍で64㎡の教室に40の机を並べる授業は限界だと反論をしています。これを機に、あるべき教育環境の議論を深めてほしいと思っております。

学校ではクラスターすなわち感染者集団は、さほど多くは発生はしておりませんが、今も教員や児童生徒に感染者が出ています。少しでも安心して登校できるよう、万全の感染対策を講じる必要があります。

全国の小中高校は一斉休校後、分散登校やクラスを2分割した授業の導入など、手探

りで対策を進められてきました。コロナは長期戦が予想されます。今から中長期の対処方針を検討することが重要になってきております。インフルエンザとの同時流行が懸念される冬が迫っております。寒さが増す中で、十分な換気は可能なのか。感染者や濃厚接触者が出た場合の手順は整っているのだろうか、改めて確認することが必要であると考えます。

学校生活の充実も重要な課題と考えます。今年は楽しみにしていた運動会や体育大会、遠足や修学旅行、そして文化祭や音楽会などの学校行事が中止になったり縮小されたりしております。授業では自由な話し合い活動ができず、本来の指導方法が制約されています。子どもたちは机に向かって学ぶことが多く、ワイワイガヤガヤ、大きな声を出して活動することが少なくなっています。教室内は全員がマスク姿で素顔が見えず、仲間と体験を共有する機会も失われたため、人間関係が深まらないと思います。

教職員の負担が増しているのは心配です。夏休みは短縮され、学習の遅れを取り戻す補習にも取り組まれています。児童生徒の健康チェックや校内の消毒などもあります。

8月ですが、ある新聞社が県内19市町教育委員会へ行ったアンケートでは、休校による指導できてない日数は、近江八幡市によると27～29日としたほかは、30日～35日と回答しています。夏・冬の長期休暇を縮減したり、感染防止のため中止した水泳や調理実習の時間を別の科目に充てたほか、朝読書の時間を授業に活用するといった例もあります。こうした取り組みで、各市町教育委員会とも年度内には平常時の授業時間を確保できると見込んでいます。

今年度は、新学習指導要領が小学校に導入され、来年度は中学校でも始まります。改定の柱の1つが、調べ学習や議論を通じ、課題解決策を探る「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」です。これについても、3密対策と両立させにくいとの声もあがっております。

ある学校では休校中、教科書を読み進めた児童がいる一方で、課題も含めて全く手を付けていない子どももいました。オンラインゲームによる生活リズムの乱れから、授業中、眠そうな子どももいて、長期休校による学力格差拡大への懸念があるとしています。

滋賀大学教育学部の教育社会学専攻である太田拓紀教授は、学校は基礎的な学びを保障する場だが、休校中に過ごした環境は家庭によって様々である。いつも以上に子どもの状況を丁寧に把握する必要があると話しておられます。特に今年度はコロナ禍の影響で全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）も中止になりました。子どもの現状を把

握する機会が減っております。太田教授は、人を増やすことに加え、休校の影響を継続的にチェックし、効果的な補習などにつなげていくことが急務だと指摘をしておられます。以上のことを踏まえて、4つの事柄についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、学校現場での感染防止対策はどうしておられますか。2点目、主体的・対話的な学びをするためにどのような工夫をされておられますか。3点目、授業時間確保のためにどのような取り組みをされておられますか。最後4点目に、学力格差拡大への懸念がある中で、どのような対応をしておられますか。以上で一般質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） まず、徳田議員の「学校現場での感染防止対策」のご質問につきまして、お答えいたします。

学校現場では、手洗い、うがい、マスクの着用、こまめな換気等、徹底・継続こそが最大の感染防止対策だと考えています。登下校の途中では、1列になること、マスク着用の励行、大声での会話を慎むこと等の指導を行いました。学校へ来てからは、昇降口に密集しないこと、窓を開放すること、教室では対面でのグループワークを避けること、机の配置を工夫すること、ソーシャルディスタンスの意識づけプレートを椅子の間に貼ること、学級を2グループに分け2つの教室で行うこと等の工夫を取り入れ、感染防止対策を行っています。

また、音楽科における歌唱指導、技術・家庭科における調理実習、保健体育科における密集する運動や近距離で組み合ったりする運動等、リスクの高い指導について、教職員で研修を行い確認をしています。

加えて、給食時においては食事中だけではなく配膳の準備や後始末も含めて、それぞれの中でのルールを徹底しています。放課後においても、教職員や学習アシスタントが消毒の徹底をしています。特に冬場においては、暖房を入れながら換気を十分にするとともに、全教室で加湿器による加湿を行う等、様々な防止対策を図り、子どもたちが安心して教育活動ができるよう進めているところでございます。

次に、「主体的・対話的な学びをするための工夫」について、お答えします。新学習指導要領実施に伴い、主体的・対話的で深い学びを町内小中学校で進めていますが、その手法の1つであるグループ学習やペア学習は密になりやすいので、各校で様々な工夫をしているところです。

ある中学校の数学の授業では、教室内でのソーシャルディスタンスを確保したうえで、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察等から、静的ながらも主体的に学習に取り組む態度の評価を行っています。また、深い学びにつなげる発問や、問題解決に向かう学習を設定することにより、仲間だけではなく自分との対話を深める活動を行っています。

また、GIGAスクール構想における一人1台端末機の導入後は、タブレットや電子黒板を使つての共同学習が可能なことから、密を避けての主体的・対話的で深い学びが期待できるところでございます。

次に、「授業時間確保のための取り組み」について、お答えします。子どもに無理なく負担過重とならないように配慮しながら、夏休みと冬休みの長期休業期間の短縮、短時間学習（帯学習）の設定、運動会や体育大会、文化祭等の行事の精選・短縮、日課表の一部変更による学習時間の確保、放課後学習等によって授業時間を確保しています。そのうえで、指導すべき内容をしっかり指導できるよう、組織的に随時チェックしながら、計画的に教育活動を実施しているところでございます。現在のところ、今年度中の授業時数については、確保できるものと見込んでおります。

最後に「学力格差の対応」について、お答えします。コロナ禍における学力格差拡大への懸念がある中、特に不登校傾向にある子ども、生活リズムが乱れがちな子ども、学力の定着に時間を要する子ども、日本語の理解が難しい子ども等、配慮を要する子どもに対しては、なおさら十分に子どもの状況を見極め、支援することが必要であります。まずは生活リズムを確立し、家庭においても学ぶ姿勢を持たせることが大事であると考えます。

また、できる限り子どもへの声掛けを行い、加えて保護者とのコミュニケーション等を十分に図りながら、子どもの実態や発達段階に応じて、主体的な学びにつながるよう支援しています。そのうえで、特に重層的な課題のある子どもに対しては、スモールステップで学習指導を進め、苦手な学習内容についても理解が深まるよう力を入れているところです。さらに、各小中学校への学習アシスタントの配置や、放課後小学3年学習補充教室の活用等により、学力格差が生まれないう、取り組みをしているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。再質問をさせていただきます。

ただいまは、コロナ禍における学びの保障についての観点から丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。そのことに関連しまして、問2の主体的・対話的な学びをするためにどのような工夫をしているのか、この問題と、問4の学力格差拡大への懸念がある中どのような対応をしているのか、この2点に絞って再質問を行います。

まず1点目に、新学習指導要領実施に伴い、主体的・対話的で深い学びを町内小中学校で進めておられます。その手法の1つであるグループ学習・ペア学習は密になりやすいので、各学校で様々な工夫をなさっていると。そして一例として、ある中学校の数学の授業について、主体的な学びをするための具体的な工夫についてのご答弁をいただきました。けれども、グループ学習やペア学習については、コロナ禍の中ではほかの学校においては具体的にどういった工夫をしておられるのか、実例がありましたらお示しをいただきたいと思えます。

2点目は、2019年度に文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出され、今年度、児童生徒に一人1台タブレットが配備される予定になっています。導入に向かってタブレットや電子黒板を使つての共同学習はできることから、密を避けての主体的・対話的で深い学びが期待できるとの答弁をいただきましたが、そこで今後、ICT（情報通信技術）教育のモデルとなるような先進地の取り組みについて、お尋ねをいたします。

3点目は、学力格差が生まれぬよう、各小学校・中学校において学習アシスタントの配置をされていますが、どういった役割を担っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、小学校3年生を対象とした放課後学習補充教室の具体的な取り組みについてもお尋ねをいたします。

最後に、教育長にお尋ねをいたします。コロナ世代における学力格差の解消は、大変重要な政治課題として取り組む必要があると認識をしております。そこで、学力格差を生じさせないために、何が必要であるのか、教育長の強いご決意をお聞かせいただけたらありがたいと思えます。以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） まず、グループ学習・ペア学習の工夫について、お答えします。

ほかの密にならない教科の工夫礼といたしましては、例えばある小学校では小さなホワイトボードを活用し、早く問題を解けた児童が自分の答えをホワイトボードに書いて黒板に張りつけて交流するという工夫がございました。また、学級新聞づくりにおいて

は、割り付けごとのカードを個別で作成し、新聞の全体台紙に貼っていくという活動もございました。また、理科の実験におきましては、グループで一斉に集まるというのではなく、交代でその場所に行って実験を行うという工夫も見られました。

次のICTモデル先進地の取り組みにつきまして、お答えします。ICTを活用したアナログとデジタルのハイブリットな学習の一例を紹介させていただきます。

授業開始時には、タブレットに送信された資料を見て、結果予想を自身でタブレットに記入します。そのあとノートに書いた課題に対する自分の考えをタブレットカメラで撮影し、電子黒板に意見を集約して全体交流いたします。最後に、授業者のリードによりまとめを全体で行い、一人ひとりが振り返りを行うので、密にならずとも主体的・対話的な学習が可能となるわけでございます。本町におきましても、一人1台端末導入後はこのようなスタイルも一例として参考にしていきたいと考えております。

次に、学習アシスタントの役割と放課後小3学習補充教室の具体的取り組みについて、お答えいたします。学習アシスタントにつきましては、令和2年9月から町内全体ですべての小中学校に配置しており、チームティーチング指導など授業の補助、家庭学習の企画準備、宿題点検、テスト等の採点業務、児童生徒の学校生活適応指導への対応等、各校において必要とされている業務を行っています。

また、放課後小学3年学習補充教室につきましては、町内4小学校に9名の会計年度任用職員を配置しており、その役割は、児童が授業での疑問を質問し、担当職員がそれに答え、練習問題に何度も取り組ませ、児童の学習意欲を喚起し、自主的な家庭学習につながるものでございます。本事業も2年目となり、希望する児童全員であったり、個別対応が必要な児童に指導したりと、各校に応じたスタイルで原則週に1回実施をしているところでございます。私からは以上でございます。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、私から「学力格差を生じさせないために何が必要か」等について、お答えをさせていただきます。

公立学校の最大の使命は子どもの学力保障であり、コロナ禍の影響で学力格差が生じること何ともしも回避しなければなりません。しかしながら、先の臨時休業期間中におきましては、家庭学習の習慣が十分に身につけていない子どもが、出された課題に対してなかなか手をつけられないという状況が見られたことを聞いており、大変重く受け止めております。

学校におきましては、学力の定着を図るために必要に応じて家庭に協力を求めることもありますが、まずは学校での授業を中心とした教育活動において、子どもたちの学びに対する主体性を身に着けさせることが必要不可欠であり、学校の重要な役割の1つであると考えております。

主体的に学ぶ態度を育てるためには、教師のタイムリーな賞賛等の声掛けや、個に応じた支援、課題を自ら発見させること、教材の精選、ICTの活用、読み解く力の育成等を大切にしながら、日常的に対話的で深い学びの授業を実践し、できた喜び、わかったという喜びを実感させることが重要であると考えます。同時に、教員同士が学び合い、指導力の向上を互いに図るような雰囲気醸成しながら、子どもが主体性を発揮できる学びを組織的に実現することで、学力の定着を図ってまいります。

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。今ほどは、教育長にいろいろご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと私自身が疑問に感じた点というか、教育長の今の答弁ではないのですが、なぜこの放課後教室について、去年から始まっていると思いますが、小学校の3年生だけを対象にされているのか。また、私はどの学年においても大なり小なりの壁はあると、このように普段から思っております。むしろやっぱり高学年にいくほど授業内容も大変難しくなってきた、家庭においてもなかなか教えられる方と教えられない方、そういったことが現実に多くなっていると感じております。

小学校2年生は九九とか掛け算、3年生になりますとやはり割り算が出てまいります。この前も町長・教育長をはじめ教育委員会と合同で、教育民生常任委員会が各学校を訪問させていただきました。短い時間でありましたが、特に4年生の算数の教室が、やはり少数とか整数の問題、また大小比較の仕方についての学習をしておられました。そういった意味において、高学年での補充教室の必要についての所見をお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（河村善一君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（田中幹雄君） ただいまの「放課後小3教室を全学年に広げないのか。特に高学年に広げないのか」について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、放課後補充教室につきましては、現在のところ町内4小学校におきまして小学3年生を対象に実施しているところでございます。それをほかの学年にも広

げるといふこととごさいますが、ご存じのとおり、令和2年度から新学習指導要領全面実施で英語科等が増えたことにより、小学4年生・5年生・6年生は授業時数が1,015時間、すなわち週に29時間になってしまいました。これは例えば水曜日だけが5時間授業で、残りの曜日は6時間授業ということになります。この唯一の5時間授業の日に補充授業を実施いたしますと、実質、連日6時間授業となり、児童にとりまして精神的にも体力的にも大きな負担となります。

加えて、唯一の5時間授業の日につきましては、各家庭においてもあらかじめ様々な予定を立ててあることとごさいます。以上のことから、9歳の壁をうまく乗り越えさせ、学力の2極化を避けるため、具体的思考から抽象的で論理的な思考の学習になる小学3年生を対象に実施しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 以上で徳田文治君の一般質問を終わります。

◇ 澤田源宏君

○議長（河村善一君） 次に、1番、澤田源宏君の一般質問を行います。1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田源宏です。愛荘町の財政難について、一括方式で一般質問をさせていただきます。

今、愛荘町は財政難となっている。コロナによるエール商品券をはじめ、いろいろと本町の財政を圧迫している。そこで愛荘町は、庁舎の一本化などを行い、効率化、費用の削減化を図ろうとしている。また、財政難により住民の皆様にも迷惑をおかけすることも予想がされます。

そこで私は、議員も身を切る改革が今必要だと考え、12月議会に議員定数条例の改正について、今の14名から12名に定数を削減することを議員提案しようと考えています。

周囲の行政では、1議席に対する住民の数が、東近江市では約4,507人、彦根市では約4,721人である。その一方で、愛荘町は1議席に対し1,498人であります。また、議員を2人削減することにより、4年間で3,922万9,760円の議員人件費の削減にもなります。今日の厳しい財政状況の中にあつて、行政も必死に歳出削減などの努力に取り組んでおられますが、この削減努力は議会も例外ではないと考え、議会としても議会改革

の第一歩として取り組むべき課題と私は考えます。

そこで、町として具体的に財政難を乗り切る方策があるのか。予算の削減ばかり考えていたら愛荘町の未来は暗くなるばかりであります。税収を上げる方策を何か考えているのか、行政側の考えをお尋ねします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 新型コロナウイルスによる感染症の拡大に伴う町税収入の減少に加えて、愛荘町は平成18年2月に2町が合併し15年が経過することから、令和3年度からは交付税の合併による加算措置がなくなることもあり、今後も引き続き厳しい財政状況が続くものと考えています。

これまで合併特例債を活用し多くの事業を実施してきましたが、今後は限られた財源の中で効果的・効率的に事業を実施する必要があることから、緊急性や住民への影響の優先順位をつけるなど、メリハリのある予算編成が必要です。

財政状況が厳しい中、歳出の削減は大切な要素ではありますが、澤田議員のご指摘のとおり、削減だけでなく税収を上げる方策を実施していくことも大変重要であると考えています。まず、確実な町税の収入確保や企業誘致の働きかけ、若者や女性による起業促進を進めること、さらに平成28年度から始めたふるさと納税「ふるさとチョイス」や、今年度から始めた「さとふる」を活用した「ふるさと納税による寄付金」の増額など、積極的に収入確保策を実行してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 「企業誘致の働きかけ」という答弁をいただいたのですが、今、愛荘町の東の玄関口の湖東三山インターがあります。そして、高齢化による農業のなりて不足も深刻化しており、インターを利用した企業誘致の計画書を町が策定されることを私は求めます。

まず行政が計画書を策定されれば、それに則って各自治会が動き、どの土地が利用でき、どの土地がダメなのかとか、そういうことがわかると思うのです。町は農業委員会がどうのこうのとか言われますが、町が真剣に企業誘致の計画書を進めれば、そのことはどうでもなると思われませんが、どういうお考えか、お聞きしておきます。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 企業誘致の関係でございますが、ご承知のように愛荘町農業のまちでもあるということで、青地ということで、今ほどおっしゃいましたよ

うに難しい面もございますけれども、しっかりとした目的をもってそれぞれ進めていく
というようなことで、大きな壁はあると思いますけれども、いろんな方策をもって考え
てまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（河村善一君） 1 番、澤田源宏君。

○1 番（澤田源宏君） とりあえず企業誘致の計画書をつくってもらうことを求めて、
私の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それぞれ所管課もございますので、調整をしてまい
りたいと思います。

○議長（河村善一君） 以上で澤田源宏君の一般質問は終わります。

◇ 森野 隆君

○議長（河村善一君） 次に、森野 隆君の一般質問を行います。3 番、森野 隆君。

○3 番（森野 隆君） 3 番、森野でございます。本日は2 問、2 つ質問をさせていただ
きます。第1 問目は住民と行政との距離感、そして2 問目は当町の教育大綱・教育振
興基本計画について、質問させていただきます。

それでは、「行政の積極的に住民コミュニティの場へ」というようなテーマで質問をさ
せていただきます。住民と行政の距離感について質問いたします。

地方自治や行政運営において最も重要なことは、いかに住民に耳を傾け声を聞き、住
民の悩みや望みをくみ取りながら、行政の施策を考えていかななくてはならないと思いま
す。

愛荘町のコンプライアンスマニュアルの冒頭には、「私たちは常に町民の立場と目線
で考え、町民に親切丁寧に接し、信頼される職員を目指します。」と書かれています。ま
た最後には、「私たちは常に広い視野と創造力、行動力を持ち職務に専念します。」とも
書いています。

今、住民側が行政に最も求められているものは、語り合える場ではないでしょうか。
今、庁舎の一本化をはじめとする行政機能の集約化に向けた住民説明会も開催してもら
わなければなりませんし、開催したとしても、それまでにもっと早くから町民・住民と
の対話やコミュニケーションを図っていかなければならなかったのではないでしょ
うか。

そこで、こんな提案をしてみましょう。以前はやられていたと聞いています行政懇談会、住民との行政懇談会を開催される思いはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 行政運営はもとより、協働のまちづくりを進めるうえで、住民の皆様と顔を合わせてお話しさせていただくことは重要であると理解しており、地域の状況や困り事等をお伺いすることで、行政としての施策等を検討し、住みよいまちづくりへの取り組みができると考えております。

そのため、来年度の区長・総代会は、4つの小学校区別に少人数で開催する方式に変更し、今までのように行政からの連絡だけではなく、区長・総代様からのご意見を伺ったり、情報交換の場としていきたいと考えております。

また、議員からご提案いただきました「行政懇談会の開催」でございますが、地域の皆様とお話しできる機会の確保という観点から、自治会のニーズ等に応じて開催していきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 今の答弁を、メモしながら少し聞かせていただいたのですが、重要なことだけもう一度申します。

住民の皆さんと顔を合わせてお話しさせていただくことは重要である。そして、それを検討する。その検討は何ぞやと言え、今回はコロナ禍ですけれども、毎年行われている区長・総代会を4小学校の少人数で開催するんだと。重要と考えているのに、住民とのコミュニケーション・コンタクト、従来どおりの区長・総代会をするだけで、何が変わったかと言ったら、コロナ禍で少数になったというだけで、全然、答弁されているように重要と考えておられないんじゃないですか。今までと何ら変化ないですよ。それで答弁だけは、住民との対話は重要と考えてますと言われても、全く説得力はないです。

もっと新しい何か住民との、重要とおっしゃっておられるんでしょう。そしたら重要なことはどのようにするんですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 区長・総代会を4小学校区に分けてということで、自治会長さんとの距離を近めるということ。またあわせまして、地域の皆様とお話しできる機会の確保という観点につきましては、自治会のニーズをお伺いしつつ開催していきたいということで考えております。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 今回の答弁をお聞きしても、何ら策はあまり考えておられないというようなことです。

全体に、今まで私、一般質問また全員協議会等々でお話しさせていただきますと、非常に受け身の行政運営だというのをひしひし感じております。今回、私、行政懇談会を開催されてはどうですかというようなことで、いかにも答弁では、「開催していきたい」と、「考えます」というような答弁をいただいたのですけれども、その前の文章をもう一度思い浮かべますと、「自治会のニーズなどに応じて」、こういう答弁をされると、自治会から来た要望だけは聞きますよというようなことで、いや、そうじゃないんですよと、行政から自ら飛び込んでいくんですよと、住民の中に飛び込んでいろんなお話を聞き、いろんな要望を聞きと、それでないとすべてが受け身、受動的な行政運営、積極的、攻めの行政運営が全くできていない、そのように私は感じます。

いや、「住民とのお話しさせていただくのが重要と考えてます」とおっしゃっておられるからですよ。これが「いや、重要と考えていません」というのならこれでいいですよ。住民さんからお話をいただいた時点で、それなら一遍話ししましょうかと、それでいいんです。でも、課長、答弁で「重要と考えています」と、その重要という意味をもう一度よく考えていただきたいと思います。

なぜこれだけ大きな声で申しますかと言いますと、今大きな問題になっております庁舎の一本化ですよ。これももっと早くから、住民の中に入ってコミュニケーションを取ってれば、こんなに揉めたという表現もおかしいですけれども、もう少しスムーズにいく話ではなかったのかなと私思っております。

2つのまちが合併して同じものがあるなら、どの住民さん、またどの議員さんも同じ考えだと思えるのですよ。必要なものはもう1つでいいのではないかと、合併した意味がないのではないかとというようなことは、すべて考えておられることだと思えます。でも、ここに行きつくプロセスや、またスピード、そういったものが足りないから少し遠回りの道になってしまったんだと、残念に思います。もっと早くから住民の方へ行政が溶け込んで、住民の声を聞くというようなことが必要ではなかったのかなと思っております。

私、商売人ですので、商売でもなんでもそうですけれども、今、いい商品を開発し、これを買ってくださいとすぐに言っても、なかなか買ってもらえませんよ。やっぱり日頃のお付き合い、日頃から「こんにちは。どうですか、お元気ですか」、「おばあちゃん、

最近顔を見ないけど、どうですか」と、そんなところから日頃の付き合いがいつ、「今度こんないい商品が出ました」と、「あんたが言うのなら間違いないな」というようなことで商売が成り立っていくのだと思います。いきなり、「これでいいからやりましょう」というのではなしに、日頃のお付き合いをどれだけ大切にするかというようなこと、日頃のお付き合いというようなことでどのように、課長、もう一度、お考えかお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 住民の意見を聞く、住民との対話というのは、できるだけ積極的に進めていくべきというふうに考えております。

普段の対話の部分につきましても、私たち職員も地域に出ていく際には、もちろん地域の方ともお話をさせていただき、また窓口に来られた住民の方に関しても、積極的にお話をかけさせていただいて、機会あるごとにその対話の場をつくっていくということに努力をしていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 少し住民と行政の間合い、「間」ということを、愛荘町は剣道が盛んなまちですので、剣道の例に例えてお話しさせていただいて、議長、よろしいでしょうか。

○議長（河村善一君） はい、どうぞ。

○3番（森野 隆君） 剣道の場合、間合いというのがございまして、基本的な間合いというのは「一足一刀の間」といって、これが基本の「間」なんです。というのは、一歩踏み込めば相手を打突できることができる。また一歩下がれば、相手の打突を避ける距離である。これが基本の「間」なんです。

ただ、「遠間」となりますと、相手が打つてこようと何ひとつ自分には影響がない、また、こちらから技を仕掛けても相手には何ひとつ影響がない、これが遠間になっているわけです。反対に「近間」というのは、一足一刀の間よりも近い間、すぐに打てば相手には当たりますけれども、有効打にはならないというような間です。

今、剣道を例に出しましたけれども、少し愛荘町、悲しいかな遠間、行政と住民の間が遠間になっているのではないかなと思います。もう少し歩み寄っていただいて、ほどよい行政と住民の間というのを図っていただきたいと思います。

今、前に座っておられる町長、副町長、また藤塚政策監、非常にスマートな方でして、

都会の香りもしております。それがこの愛荘町にちょっとギャップとまでは言いませんけれども、非常にスマートな都会の風は心地よくていいんですが、そこで、この愛荘町、田舎か都会かわからんようなまちで、もう少し住民に近づいて行政運営を、またこの3人の方がこのまちを引っ張っておられるのですから、職員の先頭に立っていった場合、やっぱり後ろ向いた時に本当に職員の距離は、さっき言いましたように、適度な間、遠間になっていないかということも十分に考えていっていただいて、その3人のトロイカで引っ張って行っていただきたいと思います。

この「間」というのは、先ほどから言いましたように、武道のみならず日常の生活至るところにありますので、この間合いというのは十分に考えていって、行政運営をして行っていただきたいと思います。

住民に溶け込むというのは、まちづくり協働課は主に区長さんとかの対応だと思うのです。そして、みらい創生課にも関わっているし、また経営戦略課も関わっている問題なんです。いずれにしてもこの3課が動き出さないと、うまくいかないと思うのです。1課だけでやる問題でもないし。その3課の連携というのはどのようにやっておられるか、これは町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、剣道の例えも示していただきながら、その間合いということもお話をいただいて、拝聴できて、大変ありがたいなというふうに存じております。

この行政懇談会ということを実際的には旧のそれぞれの町でやっていらっしゃったということは、伺ったこともございます。

確かにこういうような場面ということ、大変効果があるかと思えます。私もそれぞれ今回、秋に区長様を回らせていただいてお話を伺っても、本当に地域のことをよく、一番深く考えていただいている区長職の方々のご意見とか思いというのは、直に伺っていくと大変ありがたいことなんです。そんな点の前線に立っていくのは、もちろん行政全体でということ、もちろん私もでございますが、まちづくり協働課・みらい創生課・経営戦略課の連携だということでおっしゃっていただいていますけれども、住民の方からいたしますと、町のそれぞれのセクションというのはあまり関係ないというふうにもおとらえいただくのが自然なことだとも思いますので、各課が当然のごとく連携をしながら、それぞれの麻であつたりのご意見ということをともに連携させていけるように取り組んでいくということ、大変肝要だというふうに存じております。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 1つの方法というか、1つのアイデアというところであれなんですけれども、職員と住民の接点を増やすということ、この観点から考えますと、当町愛荘町も昔と違って、当町の出身の職員は多くないわけですね。そうしますとやっぱり、地元の関わりというのも少なくなっている。昔はやっぱり、「うちの隣の〇〇さんが役場に勤めはった」とか、どこどこの誰々が役場に勤めはったとかいうようなことで接点は多かったわけなんです。それが今はやはり、地元ばかりではなしにほかのところから来られる職員の方もいらっしゃる、本当に字の呼び方すら最初はわからないというようなこともあるかと思えます。そんなことで、やはり住民と行政の距離感は離れるばかりです。

ですから、このまちに溶け込む経験を増やすという意味でも、また距離感を縮めるといって1つの方法で、職員研修ということで、地元との交流、地元と関わっていくなど、思い切ったことも考えていただいて、先ほどの行政懇談会、やっていただければありがたいのですが、そこまでいかずとも、やはり新人研修の間は、何年間は地元で張り付いて、地元のことを一生懸命学ぶというようなことも何かひとつ施策としてやっていただければ、行政と住民の距離感というのが、より近くなっていくのではないかなと思っております。

次に行きます。そんなことで、私、前に「町長と語ろう、ゆめまちミーティング」というようなことを、ゆめまちテラスえち2階で開催されるというようなことを、広く住民の方に呼びかけられたと聞いております。今までの実績等々、お話しいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議員お尋ねの「ゆめまちミーティング」につきましては、日頃様々な活動に励んでおられる町内の各種団体・グループの皆様と町長自らが直接対話し、よりよいまちづくりに向けてコミュニケーションを深めることを目的として、令和元年度、昨年度からスタートさせたものでございます。

お尋ねの実績でございますが、町立図書館をはじめ町内小中学校の図書館でお手伝いをされている図書館ボランティアグループ「ほんてつ」と、総合型地域スポーツクラブの「JBはたしょう」の、2団体と意見交換をさせていただいたところでございます。

成果につきましてでございますが、例えば「ほんてつ」との意見交換会におきまして

は、子どもたちの成長、基礎的読解力を高める学びの過程においては読書活動が不可欠であり、図書館はもとより日常の学校生活において、本に触れることができる学校図書館の重要性について等、意見交換をさせていただきました。コンテにつきましては、令和2年度重点施策としても実施してある「子ども読書推進・学校図書館活性化事業」の企画検討にも寄与したものであると認識しているところでございます。

先の質問でもまちづくり協働課長からから答弁させていただきましたが、協働のまちづくりをより推進していくためにも、自治会の皆様との懇談以外にも、今申し上げましたような町内で活動されている団体の皆様と、よりよいコミュニケーションを深める機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） これ、始められて2年弱くらい経つのですかね、期間には。実質、「ほんてつ」とかいろんな、「JBはたしょう」さんとか言われましたけども、何件あったのでしょうか。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 先ほどご答弁させていただきましたとおり、先ほどご答弁いたしました「ほんてつ」および「JBはたしょう」の2団体と実施してございまして、計2回でございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 2回ですよ。だから1年に1回、ゆめまちミーティングというのをやられたということですけど、あまり成果はなかったというようなことだと私、理解しております。

というか、本当に町長とミーティングをしようというならもっともっと、毎回、毎回、ミーティングをやりましょうよ、やりましょうよといって、すべてそうですけれども、先ほど私の答弁、ずっと一貫していますけれども、攻め、やるのなら攻め、やらないのならやらない。

これ振り返ってみますと、確かにこの時期というのは、郡役所・ゆめまちテラスえちのあとの利用問題等々で、すこし停滞していて、「早く決めないとあかんで」と言われていた時期だと振り返っております。だからこういう案が出てきて、こういうことでもやろうかなというようなことでやられたとは思いますが、何か中途半端というか、やるにしたらもっと大々的に、「町長と語りましょう」というようなことでやるとか、や

るのだったら、今もやっておられるのですか、政策監。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 募集の方は随時させていただいているところがございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 一言、言っておきます。こういうゆめまちミーティングにしても募集にしても、なかなか集まらないと。住民説明会をしてもなかなか人は集まってもらえませんよ。その少ない人数で住民のニーズを聞いたんだという思いなら、それでいいんですけども、本当に住民説明会を開いて行政側の考えを住民さんに、みんなに知らせたいなという思いがあるならば、告知ひとつだけでは、呼びかけひとつだけでは、なかなか住民さんというのは集まっていだけないということを申し伝えて、次の質問に行きます。

それでは、教育部門の質問をいたします。愛荘町の教育大綱および教育振興基本計画についてお尋ねいたします。

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術および文化の振興の根本となる方針であります。先日、当町の教育大綱を取り寄せたところ、今から5年前の平成27年に作成された「愛荘町教育大綱・教育振興基本計画」でした。その教育大綱・基本計画は、対象期間が平成31年で満了を迎え、その後は作成されていません。

町長が代わり、教育長も代わる。長期、教育長不在の時期もありました。しかし、徳田教育長が就任されてから1年9か月が経っております。当町の教育大綱・教育振興基本計画が今なお作成されていません。この状況をどのように考えておられるのでしょうか。

教育大綱ならびに基本計画のない今の当町の教育は、どのような理念で行われ、どのような方向に向かい進まれているのでしょうか。教育大綱や基本計画に基づき、その都度、点検評価を重ねながら改善すべき点は改善し、当町の教育行政をさらなる高みを目指して推進されなければなりません。愛荘町教育大綱の意義と、その教育大綱および教育振興基本計画はいつ作成されるのでしょうか。まず、教育長にお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの森野議員のご質問にお答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき策定する教育大綱は、教育・学術

および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であり、町長と教育委員会とが協議・調整したうえで、総合教育会議において定めるものでございます。

教育大綱の策定にあたっては、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本町の最上位計画である第2次愛荘町総合計画を礎に置きます。また、教育振興基本計画は、教育基本法に基づいて策定し、愛荘町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものでございます。

議員ご指摘のとおり、平成27年11月に策定いたしました愛荘町教育大綱および愛荘町教育振興基本計画は、昨年度、その計画期間の満了を迎え、改めて大綱の内容を見直す時期となっており、大変遅延しておりますが、大綱と計画を一体的に今年度において策定をいたします。

私は就任以来、「減メディア・親読書」を合言葉に「読み解く力」の向上を見据え、読書に焦点を当てた取り組みを進めてまいりました。また、愛荘町総合計画では「愛着と誇り。人とまちが共に輝く 未来創生のまち。」と、10年後のまちの姿を定めています。

人生100年時代を迎えるにあたり、そのまちの姿から「輝く」と「未来」を引用し、教育の基本方針を端的に表す言葉として、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」としているところでございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 徳田教育長から「減メディア・親読書」ということは、会議事あるごとに言っておられて、方向性はこのような方向性かなということとは私、認識はしております。が、しかし、教育大綱を取り寄せると「五愛十心」とか、五愛十心が悪いというのではなしに、そのようなことが載っていると、本当に愛荘町の教育行政、どこを向いてやっているんだと。それが1か月、2か月でしたらまだ、遅れておりますというようなことは通用するかと思うのですけれども、言いましたように1年9か月遅れているということで、これはひとつ事務のトップである教育次長にお尋ねしたいのですけれども、ここまで遅れたのは、いろいろなあれもあるでしょうけれども、また今後どのようにやっていくか。今作成されているということですが、そのようなことをちょっと、事務のトップとして聞かせていただきます。

○議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 議員ご指摘のとおり、昨年10月でございますが、策定委員会で策定するところで準備を進めてきたところでございますが、平成27年11月に策定をいたしました教育基本計画の課題と評価についてご意見をいただきまして、総合教育会議において報告し、新たな教育大綱について協議をいただいたところでございますが、この丸5年となります本年10月には策定できるように計画をしていたところでございますが、今日まで遅延したことにつきましては、事務局として大変申し訳なく思っております。

本年の11月に開催をいたしました総合教育会議におきまして、新たな教育大綱についてご提案をいただき、ご意見をいただいたところでございます。今後は2回目の小委員会を今月中に開催をし、具体的な取り組みについて確認を行い、教育委員会事務局・教育振興課・生涯学習課をはじめ教育委員会機関、図書館・博物館、給食センター、小中学校、幼稚園との連携を図りながら、教育振興計画を今年度中に開催をさせていただきたいと思っております。その後、1月に策定委員会全体の会議を持ちまして、2月にはパブリックコメントを実施いたしまして、今年度最終となります3月には確定をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） しっかりしたスケジュールをお持ちで、そのスケジュールどおりよろしくお願いいたします。

と言いますのも、やはり先ほども徳田議員からの質問もありましたけれども、このコロナ禍で教育も本当に大きく変わっていきます。もちろんICT教育、またGIGAスクール等々で、だからそこら辺も含めて教育長、教育大綱また基本計画というのは必需、また早急というようなことだと思っておりますけれども、その点どのようにお考えしているか、お聞きします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

教育大綱あるいは教育振興基本計画、非常に、議員ご指摘のとおり大切なものでございます。私、昨年度の6月議会でもお示ししましたとおり、これは先ほど申し上げたフレーズではございますけれども、目指すべき教育の姿、教育方針を「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」として、学力の向上をはじめとする諸施策の推進を図ってまいりました。

この間、こうした教育方針につきましては、先ほどから出ております総合教育会議におきまして日常的に協議・調整を行ってまいりましたし、町長とももちろん、こうした教育の根幹に関わる部分につきましては意見交換を行い、共通理解を十分に図ってまいってきたところでございます。もちろん、町内校園長、あるいは局内の所属長にたいしても、その方針を十分咀嚼して取り組むように指示をしてまいったところです。

しかし、今議員ご指摘のとおり、このコロナ禍におきまして今後の教育の方向性という部分につきましては、いろんな視点で見つめなおすべきことが起こってきていると思っております。特に新しい生活様式でありますとかオンライン授業等、教育現場にも大きな課題を提示しているのではないかと考えております。たくさんございますけれども、私は特に次の2点が重要であると考えておるところでございます。

1点目は、今回のコロナ禍で学びの主体性といった部分がやはり需要であることを再認識させられたということでもあります。そしてそのことを踏まえ、新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」をやはり授業の中でしっかり追及していくことが重要ではないかと考えております。

2点目は、GIGA構想によりましてますますICTの活用を図り、オンライン授業を取り入れつつ、対面授業とのハイブリット化により、新しい教育様式を教育現場で効果的に実践していくことであると考えております。以上、2点について重要であると考えております。

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 今、本当に教育も大きな変わっていく中で、その教員を束ねていく教育長として、やっぱりどのように束ねていくのか、もう一度、質問重なるかもわかりませんが、お答えいただいて、また先ほどご答弁にありましたけれども、町長部局との関連はしっかりと密にやっていただいて、今回このような教育大綱が空白時期があったということも含めて、やはりそういうことがありますと、町長部局との連携はスムーズにいつているんだろうとか、そのような思いも持ちますので、しっかりとその辺やっていていただきたいと思います。最後に答弁だけ聞いて、私の質問を終わります。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいま、主に2つの点についてご質問いただいたと思っております。

まずは、特に学校・園等、教員等に対してどのように向き合っていくかということかと思いますが、まず一番に大切なのは、こうしたいろんな手探りの状況、そしていろいろな新しい手法を使いながら教育に当たっていかねばならない今、一番求められていますのは、校園長のリーダーシップであると思っております。もちろん、校園長を叱咤激励するだけではなく、私どもも様々な面で支援・サポートをしてまいりたいと思っております。

そのうえで、一般教員が資質の向上を図ることが求められているというふうにも思っております。例えば、ICTの活用につきまして、すべての教員に一定程度のスキルを保つことがやはり重要でございます。そうした際に効力を発揮いたしますのが、校内における研修、あるいはOJT研修であると考えております。管理職がリーダーシップを発揮しながら、所属内での学び合いの雰囲気を醸成しながら、それぞれの教員が自身の強みを生かし、時には講師となって同僚教員に知識やスキルを伝えるという、こうした研修のあり方が大変効果をあげていると思っております。

また、町の教育委員会としましては、文部科学省や県教育委員会主催の研修会に町内の教員を積極的に派遣いたしまして、その研修成果を町内校園に還元することで、よりよい教育実践につなげてまいりたいと考えております。

次に、町長部局との連携ということでございます。これまでも、例えば「減メディア・親読書」の取り組み等につきましては、町長部局を含めた全庁的な取り組みが必要であることを総合教育会議等でも確認し、ポスターの掲示、あるいは住民の皆さんへの啓発等にも取り組んでまいりました。

新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の重要性が示され、来年度から本町におきましてはコミュニティスクールの制度をスタートさせる予定でございます。人生100年の学びの時代を迎え、ますます学校と家庭・地域が一体となって、子どもを育てていく時代となります。そうした意味におきましても、教育委員会事務局から積極的に町長部局各課との連携を模索し、共同的な取り組みが展開できるよう調整等を進めてまいります。以上でございます。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 朝に町長の提案趣旨説明がありましたが、一部訂正があるというところで、町長より発言を求められておりますので、許します。町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど議長にお触れをいただきました今朝の提案趣旨説明の中でございます。議案第65号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例に関しましてでございます。

この中で、私が「これにより粗大ごみは処理対象外となることから、その処理を年度末までの間」と申し上げました。正しくはこの部分が「その処理は次年度から」でございました。お詫びを申し上げ、訂正をお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） それでは、一般質問を続けます。

◇ 西澤桂一君

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一でございます。

9月定例会に引き続きまして、「行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針」について、一問一答でお尋ねをいたします。最初に、担当課長にお尋ねをいたします。

8月5日に愛荘庁舎等のあり方検討委員会から、秦荘・愛知川庁舎、ラポール秦荘、福祉センター愛の郷、そして2保健センター、愛知川公民館、町民センター愛知川、警部交番、合計9施設の具体的な方針について答申がありました。

9月の定例会一般質問で私は、続いてほかの施設について、今回と同様に検討委員会を立ち上げて進めていくのか、それとも一旦立ち止まって答申に基づく取り組みを押し進められるのか、質問いたしました。これに対しまして、今回答申がありました9施設について、町としての方針と実行計画を速やかに作成する。2番目としまして、子育て支援系・社会教育系・スポーツレクリエーション系の15施設について、早急に進めていく。9施設についての方針と実行計画の策定にめどが付き次第、教育関係15施設について検討委員会を立ち上げるとの回答を得ました。現段階における進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 8月5日に愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から答申のありました役場庁舎をはじめ9施設に関する行政機能の配置の最適化に向けた具体的の方針（案）を踏まえまして、現在、町の方針（案）の作成を進めております。今後、1月下旬に住民説明会を行い、年度内に町としての方針を取りまとめる予定でございます。

教育関係の15施設については、先の定例会でも答弁させていただいておりますとおり、9施設の方針の策定の目途がつき次第、検討委員会を立ち上げる予定でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 再質問を何点かさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、9月定例会の再質問で、9施設の実行計画と次の検討委員会を同時並行させないと、総合管理計画の第1期計画期間、2017年～2026年の8年間となっておりますが、この間の推進が困難となると。また、声の大きい施設は後回しにされ、町にとって取り組みやすい施設のみが対象になる恐れがあることから、同時進行すべきである。そのためにも、現在の体制・人員では中途半端に終わるのではないかと、こういうことを質しました。これに対しまして、現体制で十分にやっつけられるとの回答でありました。

ところが、今の回答をいただきましたのでは、「目途がつき次第」というような回答でありました。この「目途がつき次第」というのはいつなのか、非常に便利な言葉でして、すぐ目の前も「目途」ですし、ずっと将来も「目途」ですし、というようなこととなりますから、やっぱりここはあやふやなこのところの目途というのは、しっかりとした事業計画をつくらないことには、こういう事業は進まないと思います。やはり、その点、どのように認識されているのか。

前回の時にも「目途がつき次第」、今回も「目途がつき次第」というような回答なんですけれども、そういう認識では、私はこういう大事な、非常に重要な事業を推し進めていくには不適切ではないかなと思いますので、まずその認識についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、9施設のうち町立福祉センター愛の郷、いきいきセンターにつきましては、ご

承知のとおり指定管理で町の社会福祉協議会にお願いをしております。また、公民館と町民センターにつきましては、Eスポの事務局とか、あと町の体育協会・国際交流協会などが利用されているといった状況でございます。

そういった中で各団体との調整が必要な4つの施設につきましては、今後、町としての方針が決定したあとにおいて協議が必要となってきますので、こういったことから、4つの施設の方針の策定については、もう少し時間がかかると考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ところが、来年1月、もうすぐですよ。その時にはこの9施設のあり方として、町の方針とか、どういうことかというのを、これを住民説明会で説明するといっているのですよ。この時期に至ってまだそういうような未確定な状態で、果たして住民説明会でしっかりとした説明ができていくのか。そこに私は、1月にやりますよといっておきながら、今まだ何もできていませんよと、こんな状態で果たして本当にやっていけるのか、そういう疑問を持ちます。その点についてお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、町の説明会では、検討委員会から答申をいただきました具体の方針（案）に基づきまして、それを最大限に尊重させていただきながら、町の方針（案）を作成をさせていただいて、それを説明をさせていただくということになります。

それと同時に、役場の庁舎・保健センター等については集約となることから、庁舎等の配置・レイアウト等も同時にお示しをさせていただくというふうに考えております。

ただ、その他の4施設につきましては、先ほど言わせていただきましたように、各団体との調整等がございますので、愛の郷・いきいきセンター・公民館・町民センターについては、今後のスケジュールをお示しさせていただくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） そこで、住民説明会で云々ですけれども、議会にもまだ1回も諮ってないのですよ。委員会にも説明されてない。庁舎問題は確かにいろいろと議論をやっていますけれども、例えば愛の郷とかそのほかの公民館にしる、こういうものを1回もまだ、具体的にどうするかというような話も出てきてないです。これを議会にも

説明しないで、町民説明会でいたしますよと、こういったような、全く議会軽視、無視とは言いませんけど、軽視、こういうような状態で物事を進めていこうというのであれば、それは私はちょっと運用の仕方が違うのではないかな、こういうように思いますので、その点もう一度確認します。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） ありがとうございます。

今の4つの施設につきましては、やはりしっかりと方向性をある程度定めさせていただくというところで、関係する町社協とか団体との協議が必要ということになってございます。そういった中で町として、こういった形で集約をさせていただくというような具体的な内容をお示しさせていただくというところで、議会等でまたご議論いただくというところが大事だと思いますので、その点よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 町長にちょっとお尋ねしたいのです。私、担当課長に聞いておりますけれども、半分は担当課長では答えるのが大変だなという思いを持ちながら聞いています。

ですから、町長が途中で引き取って答弁するよと言ってもらえるかなと思って期待もしていたのですけれども、やっぱり町長は今までも、この82の公共施設をこのままにしておくとして将来大変な維持費が要るから町財政を圧迫すると、こういうことを常々おっしゃっています。全くそのとおりなんです。ですから、我々もこれには前向きに取り組むというふうなことで、けれども、それにはやはりどうしていくかという丁寧な説明を得ながら進めていかなければならないと思っていますが、しかし、やっぱりこれ、短期間の目の前のことだけでなく、今後ずっと多くの施設を取り組みを進めていくわけで、長期間になると思うのです。そうしました時に、今のような体制で果たして片手間で1つの課がやっていてできるのかなと。

ですから、私は前回の時にも何回も言いました。担当課長は、何とかやっていくというような答えをしているのですけれども、今のやり取りを聞いていただいても、ほとんど進んでないと思います。私はやっぱり、このところは町長がしっかりと、1点は、専門の部署を私は立ち上げるべきではないかと、こういうようにまず1つは思います。そしてから、その次はやはり施設全体の進め方を、あらかじめ大きな計画を立ててそれに取り組んでいかないと、目の前、目の前だけでは到底それは解決できないと思

いますから、やっぱり、どこで区切るかという、その1つの最終ゴールをどこに置くかというようなところまでぐらいはつくっておかないと、なかなか進めることはできないのではないかと思いますので、その2点について町長にお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） いつも西澤議員、公共施設の集約等々ということに関してのも大変、町にとって重要であるという思いは共有していただいていること、今のご質問の中でもそのことにお触れをいただきましたので、大変感謝を申し上げたいと存じます。

専門の部署であったりということなんですけれども、基本的なものとしては、町の施設、様々な部分の管理ということは経営戦略、総務的な部分で担っていただいております。

今ほど課長の方からもご答弁申し上げておりました、実際として関係先様が、住民様含め団体様がいてくださいます。ここの交渉ということは、それぞれの福祉であったりというところが前面に立ちながら、そのニーズをしっかりとヒアリングしたうえで、行政のサービスをしっかりと維持していく、また向上につながるような動きにしていくということが大変肝要でもございますので、このあたりの部分に関しましては、それぞれの担当課が一義的な責任を負いながら、経営戦略課の部分ですべて管理を統括的にしていくということになってまいります。

現時点におきましては、経営戦略課の中における事業進捗ということできているというふうに私とらえておりますので、ただ、先様、それぞれ歴史や歩みが重いというところも当然ございますので、その部分の意思の共有であったり、意見集約というのには、多少、当方だけのスケジュール感では進まないというところも事実としてはあるのかなと思いますので、このあたりは丁寧に丁寧に進めていかねばならないなと思っております。

また、2つ目として短期ではなくて長期の取り組みになるよと言うことで、これに関しては近視眼的にならないゴールの設定が必要じゃなかろうかということだと存じます。まさにそういう視点に立ちまして、平成26年に総務省から公共施設の管理をどのようにしていくのか、しっかりとした計画を持ちなさいという要請がございました。その中で理念的なものとしてやはり集約をしていく必要もあるというところが出てきて、その後に個別計画ということで、やはり機能の重複したものは集約だという方向性をお示しをいただいております。それをもつての住民のより多くの方々のご意見を持つ

てくださっている方々にお入りをいただいているあり方検討委員会で、特に今回の9施設に関しましての答申をいただくに至っているわけでございますけれども、やはり長期の視点ということに関しましては、こういう過去からの経緯ということがございます。これはまさに各自治体、経済拡大の局面においてつくられた物事、これをどうようにするのかというのを長期的な視点に立って考えていきなさいということでもございますので、それを個別の一つひとつの事案でどのように処していくかということに関しては、やはり今回のようなあり方検討委員会というものを一つひとつ立ち上げながら、丁寧に視点をそれぞれいただきながら、行政のみならずの視点をやはり入れながら進めていかねばならないなという思いでもございます。ある程度の長期の視点ということに関しましては、これまでの経緯・経過というものでございますので、そのあたりに関しましては個別施設計画にもお示しをしながら進めておるところでもございます。

○議長（河村善一君） 西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。担当課長にもう一度、再質問の続きをいたします。

先ほどもちょっと触れたんですけれども、1月に具体的な方針を説明するというようなことでございます。どうしても今、庁舎のみに関心が非常に高まっているのですけれども、ラポール秦荘、福祉センター愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川、町の方針と実行計画の作成、先ほども目途がつき次第という話に入るのか、「目途」は教育関係の話でしたね、相手があるというようなことでしたが、だいたいこれはいつ頃ぐらいまでにやるか。今の質問にも重複するかも知れないけども、もう少し具体性のあるところでお尋ねをしたいと思います。

ですから、それも相手のあることとは言いながら、やっぱりここを進めないで次進めませんから、どこら辺までぐらいはやっぱり、それはやっとうこうかな、段階を踏んでおこうかなというぐらいの心づもりは持っておられると思いますので、そこを確認したいと思います。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） ありがとうございます。4つの施設の方針策定でございますけれども、これにつきましては、先ほどから言わせていただいていますように、関係する団体等との協議を進めていくということになりますけれども、またその進捗状況によって若干変わってくるというように考えております。

そういった中、来年度中、12月中にはできればなどというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） それと、教育関係で15施設というようなことをおっしゃっているのですけれども、これの対象とするのはどういう施設になっているのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 個別施設計画での15施設ということでございます。順番に言わせていただきます。

秦荘幼稚園、愛知川幼稚園、つくし保育園、子育て支援センターあいつこ、子育て支援センターつくし広場、秦荘図書館、愛知川図書館、愛知川びんてまりの館、歴史・文化博物館、郷土の異人館、愛知川武道館、秦荘体育館、秦荘武道館、愛知川体育館、旧秦荘幼稚園の15施設でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

今、教育施設につきましても一度お尋ねをいたしました。私は、本来やはり、この管理計画のままですと非常に大きなお金が要るよということ saying 以上、本来でしたら、現在使用してない建物があります。使用頻度の非常に少ない建物があります。そういうものから取り掛かっていって、一人当たりの面積を減らし、維持費を減らしていくのが普通のやり方ではないかな、こういうように思っています。

ところが、まず庁舎問題、そしてから愛の郷とか、本来、2026年度までに何とかやろうじゃないかというように答申が出ているものですがけれども、また今、つくし保育園とかいろいろ名前が出ましたけれども、本来、2026年度あるいはもう少し向こうまでに方針を決定するとかいうようなものまでも含めまして、こういうものが対象になってきていると。普通でしたら、繰り返しになりますけれども、使っていないから売却するとか、譲渡するとか、移管するとか、こういうものが多々ありますから、これから手をつけるんだらうと、これが常識ではないかと思うのですけれども、そこらのことを対象にされないで、そういうものを対象にして手をつけていくというのは、どういう判断に基づいたものなのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃること、非常にご意見といたしまして重く受け止めさせていただきたいと思えます。個別施設計画につきましては、それぞれ内容それぞれでございますし、今後取り組みんでいく中で、所属課との調整の中で判断をしていく部分もあるかと思えますので、そういったことも踏まえて、15施設としてどのように検討していくかというところを、今後慎重に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 原則はやっぱり、愛荘町は2つの町が合併して建物が多くなって、町民一人当たり持っている建物の面積が非常に大きいと。全国の平均に比べて1.4倍くらいになっているから何とか整理しないとイケない。しかもこれは維持費がかかるから、やっぱりそれを整理しようじゃないかというのが大原則ですよ。ここを思うのであれば、まず維持費を抑える、面積を要らないものは少なくしていく、こういうところをしっかりと見つめていくべきではないんですか。要らんとところに保守料をかけたたり電気料を掛けたり、いろいろ使ったり、そういうものをまず潰していこうというほうが優先すべきではないのですか、その考え方、判断の仕方をもう一度確認いたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

そういったコスト削減、維持管理の見直し等、今後重要なところとなってきますので、今議員おっしゃったところにつきましては非常に大事な部分ということでとらえさせていただいて、今後検討の材料とさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） よろしくお願ひいたします。では、次の質問に移ります。

11月30日の全員協議会のあとの議員との意見交換会で、庁舎に関しまして町民説明会を形だけではなく町民の理解が得られるようにしっかりと開催すべきであると申し上げました。これに対しまして町長から、議員は地域の声も聞いているので、それを伝えてほしいと、こういうことも言われましたので、そのことを踏まえて、以下は町長にお尋ねをいたします。

過日、新聞折り込みで、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針について、町政報告をいたしました。思っていた以上にご意見をいただきました。

1点目は、行政サービスの低下を心配されていることです。行政サービスというと、役場における行政ととらえがちですが、住民の皆さんにとっては公共施設そのものが行政サービスの提供施設であり、その施設がなくなるということは行政サービスの低下につながるもので、それをどのようにして、どのような形で補完するのかに高い関心・不安感を持っておられます。答申の中に具体的の方針案が示されておりますけれども、各施設の利用者の立場、町民サイドから検討された形跡は伺えません。このことについてどのように考えておられるのか、各施設についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等のあり方検討委員会では、学識を含む全委員13名中10名の町住民の方に委員として参画をいただくとともに、施設概要をはじめ施設の利用状況等についても資料等を提供させていただき、ご議論いただいたところです。

また、施設ごとの方向性を議論するに先立って、抑えておくべき考え方をご議論いただき、住民の利便性の向上、多様化する行政需要に対応したサービスの提供など6つの基本的な考え方を整理いただき、利用者また住民の視点からもご議論いただいたものと考えております。

検討会においては、少子高齢化に伴い社会保障費が年々増加し、公共施設の維持管理費もますます増加していく中、変化する社会ニーズに対応して行政サービスを提供するとともに、持続可能な行政基盤を確立していくため、将来世代に負担を先送りしないとの考え方のもと、真摯にご議論いただきました。

議員のご質問にもありましたとおり、住民の皆様には当たり前のものとしてきた公共施設の集約という話題に対して、一定のご不安を感じられる方々がおられるのは自然なことと存じます。今後、検討委員会の答申を踏まえ、町としての方針を取りまとめていくこととなります。議会でしっかりご説明するとともに、1月下旬に予定している住民説明会また町広報紙などで説明し、住民のご意見をお伺いしながら町としての方針を定めていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今、町長にご回答いただいたのですけれども、私は、いくら町内に在住している委員ということではありましても、やっぱり委員は委員なんですよ。町民の声を聞いたということでは、全く筋違いだと思いますので、ぜひ、委員の声を聞いたから町民の声を聞いたというようには理解されては、少し違ってくるのではないかと

などと思います。

そのうえで、例えばの話としていたしますけれども、各施設に共通するものとしまして、高齢者や障がい者の足の確保の問題があります。特に一人暮らしの場合、遠方まで行く手段がなく困っているのは、誰でも想像がつくと思います。ですから、庁舎が一本化された場合、秦荘東部地域から愛知川庁舎までの足の確保、あるいは愛知川公民館や町民センター愛知川を利用していた人が、ハーティーセンターを利用する場合どうするのかと、こういうような問題が当然に考えられてきます。

そして、秦荘庁舎を総合庁舎とするというような内容ですけれども、単なる総合庁舎というのは、交通整理的なものか、あるいは受付・相談だけなのか。どの程度の対応がしてもらえるのか。こういうようなところやっぱりこれとともに示していくのが、住民の方々に納得してもらえる一番の必要性ではないかなと思っておりますので、やはり廃止に伴って、庁舎だけではないんですけれども、どういった問題が出てきて、これに対してはどうしようと、どういうようにしますよと、こういうような考え方を持っていることが大事であると思いますので、その点、町長に再度お伺いをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、様々に、ご質問の中で大事な視点・観点ということを賜ることができました。ありがとうございます。

今回、あり方検討委員会の中からも答申をいただいております。その実現にあたっては、町行政の方で方針を定めると、方針案を定めていくということになってまいりますけれども、具体として西澤議員がお触れをいただきました、役場が遠くなるというようなニュアンスが、もしかしたら住民様におありというところなのかも知れないということも前提としての移動の足の確保ということなんだと存じますが、具体として申し上げていくならば、現在、この答申内容にもありました秦荘庁舎を総合的な相談窓口を持った支所ということにするということでございますので、この部分に関しまして、現在、秦荘庁舎で住民の方々がお受けをいただいている住民サービスがなくなるということではございませんので、例えば住民票の発行等々、税証明の発行等々に関しましては、今までと同じように、例えば徒歩で行っていただける方は徒歩でございますし、自転車の方は自転車で行っていただけると。そのまま現在の秦荘庁舎において行政サービスに触れていただく、ご利用いただくことができるということでございます。

もう1点で、こちらは町民センターであったり中央公民館であったりということに関

しても、今ご利用いただいている団体様、またご利用いただいている住民様が、すべてハーティーでということではなくて、それ以外の近隣で想定されますと愛の郷の施設は、建屋としてはそのままでございますので、そのスペース、今もいろんな子育て支援の活動にもご利用いただいておりますけれども、それ以外の住民様の活動の1つの拠点になり得るということは当然視野に入っております。

そんな点におきまして、住民様が慣れ親しんできたものと多少違うかも知れないけれども、それに近い形での行政の確保ということは当然してまいりたいと思っております。

また、受付等々のようなものかということも、具体としてお伝えをしていかねばならないというふうにも当然考えておりますので、このあたりを現在、部内におきまして事務を進めておるというところでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 住民の皆さんも町長がおっしゃったように、やっぱり現状のままでないとかんというふうな、そういうかたくなな考え方は持っておらないと思います。やはりそれに対しまして町はどういうようにあと対応してくれるのやろうな、そういう対案がしっかり立ててもらわないと、これは非常に大事なことだと思いますので、改めてお願いをしておきたいと思います。

2点目は、庁舎の整備よりラポール秦荘、福祉センター愛の郷、愛知川公民館、町民センター愛知川、これがどうなるのか。町は今、庁舎の一本化を最優先に取り組んでいます。議会も先の補正予算（第6号）で、庁舎等リニューアル工事の予算を2,100万円認めましたけども、町民の皆さんにとりましては、庁舎問題は現状で特に問題を感じていない、優先順位が違うのと違うか、こういうような感覚でおられます。やはりここで民意との認識の差があるのかなというように私は感じました。このことにつきまして町長はどのように感じておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、設計業務につきましては、庁舎等のあり方検討委員会からの答申を踏まえ、今後、町としての方針（案）を作成し、住民の皆様にご説明するためには、両庁舎がどのようになるのか、また、その費用はどれくらい要するのかを具体的にお示しする必要があるため、先の議会で補正予算を上程し、お認めをいただいたものであります。

合併して 15 年、国から公共施設等総合管理計画の策定を要請されて 6 年が経過しており、庁舎に関わらず、できることから速やかに取り組んでいかなければならないと考えております。

ラポール秦荘いきいきセンター、愛の郷、公民館、町民センターについても、庁舎と同様に進めていくこととなりますが、ご承知のとおり、これらの施設は様々な団体に管理もしくはご利用いただいている施設であり、現在、提供しているサービスをどのようにするのか、今後活動をどこでしていただけるのかなど、団体等との協議を行って、整理したうえで町としての方針を定める必要があると考えております。現在、関係団体等との協議を進めている最中でございます。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤桂一君。

○4 番（西澤桂一君） ありがとうございます。何点か再質問をいたしたいと思います。

以前、町長も庁舎問題につきましては、両庁舎間の移動が大変だというようなことで、これは内部的な理由と違うかとよく言っていたのですけれども、これをやっぱり感覚的な話に終わっておりますので、いったい数値的にはどう見たらいいのか、どういうようにとらえておられるのか。ですから、職員の移動時間が年間どのくらい要ったのか、経費はどのくらい要ったか、だからこういう無駄が生じていると。そういうことをよくおっしゃっていますので、数値的なものをお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 3 6 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、数字の部分をご質問いただきましたので、資料を引っ張っておりました。

その中で、人件費でこれが、ちょっとこの試算のベースをお話し申し上げます。一般行政職の平均年齢が 41.6 歳でございます、この人件費をベースに試算をいたしております。

平成 3 1 年 4 月というところで、両庁舎勤務の正職員 120 人が週 1 回、庁舎間を移動

いたしますという試算でございます、年間で2,351万7,000円という経費になります。

施設の維持管理費という部分でございます。これが、秦荘庁舎が年間2,600万3,000円、愛知川庁舎にしまして年間3,345万4,000円ということでございます。

ならびに、公用車をリースをいたしておりまして、この移動ということに関しての部分に係るところでございますけれども、この年間のリース料、約4台分の削減ということが可能だということで、年額158万4,000円ということの削減につながる。これはガソリン代は入ってございませんので、それにガソリン代等々が削減可能であるというところでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 次の再質問に移ります。

米原市では現在、庁舎の工事をされています。その工程を聞きますと、目的・必要性を明確にして、これは第1が充実した行政サービスができること、第2に住民が気楽に利用できること、第3に職員が働きやすい環境であること、第4に無駄の排除、こういった目的・必要性を明確にして、3年間、住民と議会と話し合いをしてきたと。本来、住民本位の形に持っていかれたと、こういうように言っておられました。私はもうすぐ完成するのでぜひ見せてくださいと、どういったような創意工夫がされているのかというところを楽しみに待っているところであります。

これに対しまして当町の場合は、この8月に検討委員会の答申がありまして、そして9月には工事の設計委託料の補正予算を提出されまして、1月には町としての具体的方針と実施計画案、これを住民説明会に図るということです。わずか半年でここまで来られたわけですが、やはり愛荘町の庁舎等リニューアル工事設計委託業務公募型プロポーザルですか、これの実施要領を見ておりまして、企画提案内容として示されているのは、「住民や職員等の利用にとって利便性・快適性が保たれたレイアウトであること」という1項目だけなんです。ですから、先ほども申しましたように、いろいろの角度からやっぱりそこのところをもっと企画すべきではないのかな、こういうように思います。

湖南省でも市長が代わりましたこともありまして、これまで進めてこられました庁舎の建て替えをもう一度見直すというような方針を決定されたように新聞でも報道をされておりました。しっかりとした庁舎をつくる以上は、住民サービスができるものにし

ないと、目的が達せられませんから、その検討が非常に重要であると思います。

乳幼児を連れ来た母親、足腰の弱った高齢者、障がい者、あるいは車椅子利用者の方々、そしてやはりトイレとか、車椅子が交差できるような廊下の広さとかバリアフリーとか、また保健センターの廃止に至りましては、現在の眼底検査室、審査室、保健指導室、そして栄養指導室、機能回復訓練室、救急ベッド、簡単な処置等、こういうのも最低限必要であろうと思います。

このようなことを町民の皆さんに説明して、しっかりと意見を求めていくというのは非常に重要ですから、私は実施設計はせめてこれらのことを踏まえたあとでかかるべきではないかな、こういうように思っておりますので、この点につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 前段で米原市のことにお触れをいただきました。米原の市長とお話をいたしましても、やはり行政として合併をしながら庁舎がそれぞれに分かれてやっていたというのでは、本当に住民へのふさわしい行政のあり方というか、そのサービスを推進力を持って進めることが非常に困難であったというようなお話は会話の中では実はございました。それぞれの住民の思いにも今回は応えていくような、米原駅直結の大変すばらしい庁舎をお建てになるということでもございますので、私もその完成を楽しみにいたしておる者の1人でもございます。

今ほどお触れをいただきました様々な利用者の対応にしっかりと対応ができるものであるということが大変望ましいということです。この部分、確かにそういう視点をしっかり入れていきたいなというふうに思っております。

一方、西澤議員のご質問にも私も答弁を申し上げておりましたけれども、コストを非常にシビアに見ながら進めていかねばならないというふうにも思っております。一方、行政として必要な人員もございますし、いろいろな相談スペースの確保、必要なものはやはり確保もしなければならぬというところもございますので、これが1つ、増床が必要なのかも知れないというところは、いろいろ今、業者さんの方からもご提案をいただきながらということになっておるところでもございます。何がなんでもこの愛知川庁舎の今の床面積だけにみんなを入れていくということばかりではない視点も必要であろうというふうには、これは答弁の中でも私、申し上げておりますので、そのように考えております。

一方、新たな巨大なものを何か私がつくってというのは、そもそも構想にございませんので、そんな点では、一部の別館的なコンパクトなものであるというふうになるのか、ある程度機能を果たしていくということが一義でございますので、なんですけれども、ほかの市で検討されたような大規模なものを、例えば40億とか70億とか80億とか、そういうようなオーダーのものは全く愛荘町には、これ今回、私どもの構想の中には当然ございませんので、といった公共施設でもございますので、もちろん金額はまだ何ともお示しはできないところでもございますけれども、一定の額というのは、相応の部分として出てくるのは、これは正直なところあるのであろうなというふうには思っております。

今回お認めをいただきましたこの2,100万円の部分に関しましての実施計画ということも含んでの契約でございますけれども、やはり様々西澤議員がおっしゃっていただいているような住民様、特に議会の先生方のご意見、またご理解のもと進めていきたいと思っております。住民様にもこの案をもって住民説明会を申し上げ、様々な視点を入れたいという最終的な実施設計というところに稼働していくというところでございまして、これは一体としてスピード感を持って進めていくということで、その視点はしっかり入れられるような形で今、進捗、進めておるところでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 町長がおっしゃったように、私もほかの市町村に誇れるような庁舎をつくれるとか、そんなことは全く思っていないです。

ただ、先ほど米原の例を出しましたのは、3年間という時間をかけて議会とか住民の方が検討してきた、そこなんです。ですから、私はそれに比べてあまりにも早すぎるのと違うかと。十分な検討が、せっかくつくるのですから、将来二度とといっていいほど庁舎を触るということはできないと思うのです。せっかくつくるのですから、しっかりみんなで考えてつくろうやんかと、そういうことが必要、そのうえで実施設計をしてほしいというのが私の考え方なんです。そのところは町長、ちょっと時間的な、あまり急がないでもよろしいよと、そこが私と町長とは違いますので、ぜひその点だけは十分にご留意いただければなというふうに思っております。では、次の質問に移ります。

皆さんから意見をいただきました3点目なんですけれども、9月の定例会で愛知川公民館・町民センター愛知川の解体を行うのであれば、ブラジル人学校サンタナ学園に貸してはどうかという質問をいたしました。これに対する町長の回答は、「現状では使えない」

ということでありました。このことに対する反響が相当に大きかったです。イエスか、ノーか、なぜあかんのやと。しっかりとした説明が求められています。

知事や副知事が来所され、その都度、町長も同行されていたわけですから、実態は十分ご承知のことと思います。NHKや民放テレビでも放映され、解体するのなら困っている子どもたちに貸してあげればよいではないかと、町民の関心も高いです。劣悪な教育環境に置かれている子どもたちの教育に、町としてどのような考えを持っておられるのか、関わっていくのかが問われていると思います。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） サンタナ学園は、授業料や寄付金が主な財源であり、学校教育法上の各種学校の認可を受けておらず、公的資金の支援が受けられないため、経営基盤が弱い状況にあります。さらに、プレハブ建屋の校舎は老朽化しています。

一方、サンタナ学園には当町を含む県下5市2町の児童生徒が通学していることから、町としては広域的な課題ととらえており、サンタナ学園が学校教育法の各種学校としての認可を受けられるように同園に対する技術的指導・助言を行うこと、また、県の遊休公共施設の活用を行うこと、ブラジル政府との調整を進めること等、ソフト・ハード両面における安定的な教育環境確保を実施することについて、県に要望しているところであります。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたします。

今、町長のご答弁では、県に対して要望していると、これが町の現在の状況だということになってくるのですけれども、私はやっぱり、当地にある学校といたしまして、しっかりとした町としての対応をどうように考えているのかと、こういうところをお尋ねした事として、単に要望ということではなしに、隣の東近江市、ここにもブラジル人学校がございます。旧の永源寺の甲津畑小学校を平成27年にブラジル人学校、日本ラチーノ学院に貸しております。それまではこの学校は、近江八幡の商業施設に入っていたのですが、教育環境が恵まれていないということもありまして、旧の甲津畑小学校を貸されました。体育館・グラウンド・学校でしたから、そういうものを備えまして、現在では190名が伸び伸びと勉学に励んでおられますし、またその地域を通じまして、生徒と地域と夏祭り、あるいは餅つき大会など、過疎化というような地域となっております。

すところの活性化にもなっているというような、こういうような成功事例が本当に身近なところにあります。

ですから、そういう意味で現在使用されていないところの近江上布伝統産業会館とか、あるいは解体予定と言われております愛知川公民館・町民センター、ここはぜひ前向きに検討をお願いしたいと思いますけれども、これに対してどのように考えられるか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西澤議員、今年の9月の議会でもご質問いただきました。公民館ということを念頭に、町の施設を貸出ができないかということでございました。その時にも答弁をさせていただいておりますけれども、公民館自体も、もうできまして40年経っております、受水槽の漏水というところがあったり、電気関係に非常に老朽化が進んでいるという状況でもございますのと、そもそもが子どもたちがそこで授業を受けながらという用に供する施設としてつくられておりませんので、あまり適切な状況ではないというのが今の判断でもございますし、この答弁自体は今年の9月から変わるものではございません。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） じゃあ、その問題から一旦離れまして、憲法第26条に「国民の教育を受ける権利」が規定をされています。愛荘町に住所を置く外国人（子ども）の教育を受ける権利についてはどのように理解されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 日本国憲法は、第26条第1項に、すべての国民が等しく教育を受ける権利を保障しており、第2項において、すべての国民に対する教育を受けさせる義務が課されていますが、憲法上、外国人が教育を受ける権利が保障されているわけではありません。しかし、子どもの権利条約第28条では、初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとするとしており、日本はこの条約を批准しています。

今日の国際化が進み多文化共生が叫ばれる中、特に本町では外国人人口に占める5歳～14歳の割合が約10%と、県内において1位でもあることから、公教育において外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に対し、一人ひとりを大切にされた教育を推進するとともに、豊かな人間性や国際感覚を育み、自己のあり方に自信を持ち、豊かに生きてい

くことができるよう支援をしています。

具体的には、小中学校において日本語指導加配教員、町費外国人支援員、教育国際指導員の配置を行い、日本語指導の充実を図るとともに、多様性を認め合う国際理解教育を行っているところです。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたします。

私もいろいろ調べてみたのですが、確かに町長が今おっしゃいましたように、日本国憲法の解釈はこのとおりだろうと思っていますし、国際人権条約につきましても、おっしゃるとおりだろうと思います。

ただ、実は昭和23年に最高裁判所の判例が出ております。基本的人権の保障は、権利の性質上、日本国民のみをその対象としていると解するものを除き、我が国に在住する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきと、こういうような判決が出ています。ですから、ここをどのように読み取っていくのか。先ほどの例でいえば、東近江市では友好的に読み取っておられますし、今、町長の答弁では、型通りの答弁と言いますか、その範囲を逸脱しないというような範囲で答弁されておりますので、そういう判例があります。いろいろこの部分については解釈があるということは十分承知しているのですが、再度お聞きしますけれども、やはりブラジル人学校サンタナの現状を見た時、あるいは近隣自治体の取り組みなどを考えた時に、地元として何らかの支援が必要であると思うのですが、そのことについてどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 町としてというところでございます。愛荘町では、サンタナ学園に通う児童生徒だけでなく、町内の公立学校に通う外国人児童生徒も対象とした愛荘町国際交流協会が実施する多文化共生事業に対して補助を行っております。

補助対象事業の内容は、バスケットボールなどのスポーツ交流、生活に必要な日本語教室やポルトガル語教室、スリランカとオンラインでつなげる文化交流など、幅広く実施される多文化共生に向けた取り組みであります。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 時間があまりありませんので、すみません。じゃあ、次、教育長に、教育者の立場としての考えをお尋ねをいたします。

教育長もブラジル人学校サンタナ学園の実態はご承知だと思いますが、教育環境としてどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町に立地するブラジル人学校「コレジオ・サンタナ」は、現在、当町を含む周辺5市2町から約70人の子どもが通学している学校でございます。また、外国人児童生徒のための学校だけでなく認可外保育所として、また、国際交流活動や就労支援を行うなど、県内の外国人の受け皿としての役割を幅広く担ってきた施設でもあると認識しているところでございます。

当該施設は、新興住宅地内の借地に建設したプレハブ校舎であり、災害時等における児童生徒の安全確保や、コロナ禍における3密を回避する視点からも、十分な教育環境とは言いにくい状況であると考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。次の質問になりますけれども、同じく教育長です。

先ほど9月定例会で、一般質問で、愛知川公民館・町民センター愛知川の解体を行うのであれば、ブラジル人学校サンタナに貸してはどうかということをお尋ねいたしました。その際、あわせてこれにより愛知中学校・愛知高校が集まるエリアとして、子どもたちに新しい形の交流が生じ、特色ある教育環境ができるのではないかともしました。愛荘町でしかできない教育環境ができると思いますが、これについてはどのようにお考えになりますか、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

愛荘町立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒は現在60名おり、特に愛知川小学校では全校児童の5.2%の27名と、非常に高い割合となっております。

先に町長が答弁しましたとおり、具体的には愛知川小学校、愛知川東小学校、愛知中学校では、日本語指導の3名の県費加配教員や町費の外国人支援員2名、教育国際指導員1名の配置により、日本語指導の充実を図るとともに、多様性を認めた特色ある国際理解教育を行っているところでございます。

また、9月に愛知川びんてまりの館で開催された「ARTで知ろう つながろう プ

ラジルと日本」展では、愛知中学校生徒とサンタナ学園と県内の子どもたちがコラボをして絵画展を開催し、新しい交流が生まれる等、特色ある教育環境ができつつあります。

愛知川公民館・町民センター愛知川のサンタナ活用につきましては、学校に最適化された建物ではなく、老朽化の危険性もあることから、難しいと考えているところがございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 再質問と言いますか、教育長の考えをお聞かせいただきたいと。

障がい教育におきまして糸賀先生が、「この子らに世の光を」という言葉を発せられました。非常に有名な言葉でありますけれども、私はこの言葉と言いますか、障がい教育だけではなくて、外国人の子どもたちにも相通ずるものではないかと思っています。障がい教育を所管される立場から教育長は、現状のままで疑問を持っておられないのか、否か、お尋ねをします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

先ほどの糸賀先生の言葉というのは、非常に大事な言葉であるというふうに私、認識しております。一般論的に申し上げまして、広くこの地球上に住むすべての子どもたちが等しく教育を受け、自分の可能性を開花させる、そうしたことが非常に子どもの幸せにとって大事なことであるというふうには認識をしております。

ただ、そのことに対しまして教育行政がどのような方向性からアプローチするかということは、またそれぞれのケースバイケースで考えるべきことではないかというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。では、以下町長に再度お尋ねいたします。

9施設についての情報提供が十分にできておりません。今までにも機会あるごとにこのことを指摘しておりますが、ほとんどの町民に理解が進んでいません。町の広報紙でも取り上げられましたのは10月号で、スペースも1ページ未満、内容も「検討委員会から答申があった」ということだけで、具体的なものはありません。現在の庁舎問題に関しては、いまだに何も周知をされていません。よく「町のホームページにアップしている」と言われますが、重要な課題であるにもかかわらず、なぜスピード感を持って積

極的に広報されないのか、このことについてお尋ねをいたします。

また、住民説明会を3年1月に開催するとされておりますが、何よりも大事なことであり、丁寧な取り組みが求められます。開催回数や場所・方法について、どのように計画されているのか、これは質問前でしたのでこのような質問の仕方をしておりますけれど、これは全員協議会で回答いただいておりますので、結構です。広報についてお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） これまでの情報提供については、本年2月に「愛荘町庁舎等あり方検討委員会」を設置させていただきましたが、検討委員会を設置することおよび、委員を公募することを町広報2月号に差し込みのチラシで周知をいたしております。

また、広報4月号お知らせ版では、検討委員会を立ち上げ諮問させていただいたことをお知らせさせていただいております。

その後、6回の検討委員会の開催の都度、防災無線において周知を行い、委員会終了後には資料をホームページに掲載をいたしております。

また、方針案に対するパブリックコメントについては、チラシを町広報7月号お知らせへ差し込み、同時に防災無線において周知をさせていただいております。

8月5日に検討委員会から答申をいただいた際、広報10月号とホームページに掲載して周知させていただき、積極的に情報提供をまいりました。

現在、検討委員会からの答申を踏まえて、町としての方針を取りまとめる作業を進めており、方針案が整理でき次第、具体的に庁舎はどうなるのか、費用はいくら要するのか、ご説明をしっかりと行う予定ですが、議員のご質問のとおり、町として重要なことであり、住民の皆さんから多くのご意見がいただけるよう取り組んでまいります。

今ほどお触れいただいた部分に関しましての来年の住民説明会、一応ご報告を申し上げます。来年1月23日、翌24日、それぞれ午前・午後ということで2会場でございますので、合計4回の開催を予定しております。今後、12月の町広報紙へ差し込みのチラシをするほか、年が明けましたら防災無線でも周知をさせていただく予定をいたしております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） あと、実は通告しておりますけども、時間の関係で誠に検討いただいたにもかかわらず申し訳ないのですけれども、お許しをいただきたいと思っております。

1つは経費についてのお尋ねであります。もう1つはやっぱり長期計画をつくる必要があるのではないかというような、こういうような質問でありますけれども、ただいまベルが鳴りました状態ですので割愛させていただきまして、最後だけですけれども、この庁舎の整備が終わりましたら、ほかの公共施設の整備について財政等を理由に中断されることはありませんか、確認をいたします。この点だけよろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 最後にご質問をいただきました部分、お答えをさせていただきたいと存じます。

公共施設全体の見直しは、少子高齢化が進行する中、今後も住民サービスを安定して提供し続け、持続可能な行財政基盤を確立していくため取り組んでまいらなければならない。取り組んでまいります。

公共施設の集約は財政基盤を整えるために取り組んでいるものであり、単に財政を理由に中断することは考えておりません。

○議長（河村善一君） 以上で、西澤桂一君の一般質問は終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を20分といたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 先ほどの西澤議員の一般質問の中で、不適切な発言が一部ございましたので、一部、西澤議員の方から訂正をしていただくよう発言を許します。

○4番（西澤桂一君） 申し訳ございません。実は先ほどの質問の中で、両庁舎間の移動につきまして質問いたしました。その中で「足が」という、移動方法についてをそういうような表現いたしました。これはやはり適切なことではないと、こういうご指摘を受けましたので、訂正させていただきましてお詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西澤議員のご発言のとおりでございますけれども、文言が不適切でございました。訂正をお願いしたく存じます。

○議長（河村善一君） 一般質問を続けます。

◇ 村田 定君

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 5番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いいたします。3項目について質問をいたします。1点目は近江鉄道の愛知川駅前景観整備について、2点目は愛荘町のウォークブルタウン創造事業について、3点目は2021年以後から3年間の財政状況について、お尋ねをいたします。

まず1点目、近江鉄道愛知川駅前景観整備について、お尋ねをいたします。愛荘町の玄関口として、町内・町外、県外から多くの観光客が来られる拠点であります。近江上布・びんてまりをはじめ、町内には多くの観光資源があります。観光資源を活かして観光客を受け入れ、まちの活性化を図る必要があると考えます。

近江鉄道愛知川駅の存続も決定し、愛荘町の中心として、まちの玄関口として、地域内外の多くの方々に利用していただくことが重要であります。また、通勤・通学にも多くの方々が利用されています。まず、駅前の殺風景な景観整備を早急に求めます。

そこで、まず近江鉄道線側からの整備についてお尋ねをします。まずは駐輪場と空き地の整備について、今後の取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 駅前の空間は鉄道と道路交通の結節点であり、交通政策を進めていくうえでの重要な都市施設であることに加え、近年、駅を中心としたまちづくりの観点から、駅前空間が果たす役割は多様なものとなっております。

本町におきましても、議員のご質問にございますように、近江鉄道愛知川駅はまちの顔ともいべき玄関口であると認識しており、近江鉄道線が沿線住民をはじめとする多くの方々にとって使いやすく、駅前空間が地域活性に寄与し、また、利便性の向上や利用促進を着実なものとするためにも、パーク・アンド・ライド等を踏まえた駅前環境整備は不可欠であると考えています。

現在、20年後のまちの将来ビジョンを検討すべく「まちのグランドデザイン構築検討委員会」を設置し、今後のまちづくりの設計図となる「都市計画マスタープラン」の策定に向けた調査・研究を実施しております。

駅前空間を中心としたまちづくりをはじめ、町内における都市機能を検討していくう

えで、まちのどのエリアに居住を誘導していくのか、また、どのエリアに都市機能を誘導していくのかなどの議論と平行いたしまして、国等の財源活用も見据えた駅前環境整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。私、この問題につきましては平成30年の9月議会でも一般質問をいたしました。その時の答弁でも、「地域内外の多くの方々にご利用いただいていることでもあり、町行政としては重要な位置づけと認識しております」と。「まちのグランドデザインの構築については、第2次愛荘町総合計画の重点戦略プロジェクトに位置づけており、持続可能なまちづくりを進めていく」という答弁をいただきました。

私たち議員は、こまめに地域を歩き、丁寧に町民さんの声に耳を傾けていかなければなりません。議員の役割の1つは、町民の声を町政に届ける、私は重要な役目だと思っております。

今回、再度このような質問をさせていただきましたのも、地元住民さんから強い、熱い思いを聞いております。それに対して2年3か月過ぎましたが、具体的に何も見えない。必要と認めながらも全く見通しが見えないということで、私は住民さんからそういった声を聞き伝えましたが、今、私は住民さんに返す言葉がありません。今ほど町長から答弁いただきましたけれども、全くその具体的にも見えませんし、全くスピード感がないというふうに思います。

「駅前の環境整備を検討してまいりたい」ということで終わりました。私は、今日終わりましたら、当然やはり多くの皆様にご報告する義務がございます。しかし、今のような答弁では、私は住民さんを納得さす説明はできません。もう少し踏み込んだ、具体的な答弁をお願いしたいと思いますし、町長が答弁できなければ、みらい創生課に託して、みらい創生課の中で指示をして調査研究をし、また地域の現状、地元の声、地権者の声、町内外から来られる観光客の声を聞いていただきたいということで、もう少し具体的な答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村田議員からご質問いただきました。本当に議員、大変、思いを近江鉄道愛知川駅前の環境ということに本当にお持ちをいただいております、そのことを議会でもご発信をいただいております。私もやはり町の大変大事な玄関口で

あるという思いは一にするものでもございますので、何とかこの事業化ということを取り組んでいきたいという思いは持っております。

一方、近江鉄道でございますけれども、町のマスタープランをこれから策定をていくというフェーズに愛荘町行政が入っていきます。その中で都市機能ということをどちらに設定していくかということ等々もございますけれども、これによって得られる様々な行政メニューというところが実際にはございます。その部分を視野に入れるということも今ある段でございます。

また一方、法定協議会の開催ということもございますけれども、近江鉄道の存廃自体が非常に地域にとっての課題であったこのしばらくの期間を今経てきております。そんな点におきまして、近江鉄道ということの、そのまま維持ということ自体は今固まっておりますので、引き続き近江鉄道が玄関口としての機能を果たしていくということに向けて、施策も打っていかねばならないというふうにも考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 今、近江鉄道の存続についてのお話もございました。先般、1月24日の6時半からのNHKのテレビでも放送されました。また5日の新聞にも24年度に公有民営化ということで大きな記事で各紙、出ておりました。

そういったことで、当然そういう公有民営化されるということについては、一定の皆さん理解をされておられると思います。私、先ほど申しましたように、町長がみらい創生課に指示をして、やはりもう少し具体的に調査研究をし、地元の声を吸い上げてほしいということをお願いしておりますので、ぜひそういうことの指示を町長から出していただきたいということを強く思います。

私は今回のこの質問で、駅前全体を考えております。ですから、近江鉄道の線路側については今回も質問にあげておりますが、愛知川駅の前の民家につきましても、非常に空き家になっておりました状態が悪い。そういったことで、多くの観光客が来られても殺風景というか、非常にそういう悪評を聞きます。そういったことで、私、先般、近江鉄道には33駅がございますけれども、フリーチケットで乗り放題で、ずっと33駅めぐってきました。それで駐輪場や駐車場、いったいどうなっているのかなということ全部調べて写真も撮ってまいりました。残念ながらずっと見た中で、主要駅の中では愛知川駅が本当に悪い、このようなところはございません。

愛知川駅は33駅の中で一日の乗降客数はベストテンに入っております。10位で786

人という数字が近江鉄道から発表されております。もちろん、JRとの乗り換えがある近江八幡・彦根は多いです。それと、八日市は多いです。貴生川は起点、米原も起点ということで、全部のドアが開くのは近江八幡・八日市・彦根・貴生川・米原くらいしか開きません。あとは皆ワンマンカーで運行しております。

そういったことで、新聞紙上でも出ておりますが、とりあえず今どういう状態になっているかということをつぶさに、私、全部の駅は見られなかったのですが、見てきました。駐車場・駐輪場、これは是が非でも必要だなということを痛切に感じました。大半というか、半分くらいは本当にポツンと田んぼの中であって、トイレも設備していない駅もたくさんあります。しかし、当町の場合、ずっと乗ってみて思ったのですけれども、やはり主要駅であるということは痛切に感じました。そういったことで、駐輪場がありますが、非常に狭い、使いにくい。これを何とかして駅から通う子どもたちの安心・安全を確保したいなど。

私は多くの保護者から、何とか駐輪場をしてほしいということで聞きます。私も朝、行くのですけれども、160台くらい駐輪しています。そして、朝は30分に1回ですけれども、時間ギリギリに来るものですから、入口に降りてパッと走っていくというふうな状態でございます。それで駐在所が来られて、こういう防犯点検カードを自転車に付けて行きます。これは、鍵がかかっていないとか、この場所に止めないでくださいとか、駐輪が無造作すぎるということで、こういうイエローカードを付けられます。子どもたちは降りてきても、もうポイっと放って帰りますが、やはりある父兄の方が、付いたまま子どもが帰ってきて、イエローカードにびっくりしたと。なんという止め方をしているんやということで防犯カードが付けられているのだからということで相談を受けましたが、確かに駐輪しにくいです。これをフラットにものにして、そしてまず駅から安心していけるような駐輪場の確保をお願いしたいと。

それと、駐車場の確保も同時にしていただきたい。これは行政だけではできないと思います。地元の皆様の協力、また地権者の協力がなければなし得られません。そういったことで、そういうことも指示をしていただいて、ぜひ、もう少し突っ込んで見える化・具体化していただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） しっかりとかういう、今ほど村田議員がおっしゃっていただいた様々な構想を前進していくということ、大変肝要だとも思います。

担当課への指示をとということでおっしゃっていただきました。担当課も課題意識はもちろん共有をしておる中で、行政メニューとしてどういうものが今有利に活用することができるかということをしつかり視野に入れながら、構想を温めているところでもございます。そんな点におきましては、先ほど答弁の中でも触れさせていただいてはおりますけれども、都市計画マスタープランということの策定の中で、様々なビジョンということをしつかり落とし込んで、また前進をさせていきたいというように強く願って、やっていこうというところでもございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 企画担当政策監にお尋ねしたいと思います。

駅前開発ということになると、町単独では非常に難しい、金額も、お金もかかりますので、国のそういった補助、県、そういったところに働きかけられないか。

また、そういう中で、皆さん町民の協力を得ていきたいと思うのですが、今であれば、近江線側の私有地については、これは2年ほど前に歩道を設置をいただきました。その時に歩道にも協力されたんですが、残地はそのままということで、答弁でも残地の計画はないということでしたので、私もそのように答えないと仕方がないので、残地については町としては考えてないというふうなことも申し上げておりますが、何としても熱い思いを持っておられますので、今の時であれば残地の地権者も協力をいただけると、私は強く思っております。

そういったことで、政策監、国とかそういうところのものを引き出せないか、そこらについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 本事業に関する財源のところに関するお尋ねかと思っております。

確かにお尋ねのような事業を町単独でやるとなると、結構な費用負担が発生してくるものでございますので、国・県の各種交付金であるとか補助金を有利に活用していくことが必要であるというふう考えております。

そのうえで、例えば、後ほどの答弁とも重複するところはあるかとは思いますが、現在、国土交通省においてウォークブル推進都市の募集をしております、それに基づいて、それに連動する形で、当町においてはよく社会資本整備交付金という形で道路整備等に充てている交付金があるのですけれども、その中の都市計画部分といたしまして

ウォークアブル推進交付金というメニューも今年度から追加をされているところがございます。

ただ一方で、こういった都市局系の交付金を有効に獲得していくためには、先ほど町長からもご答弁ございましたように都市計画マスタープラン、具体的には立地的成果計画の策定というものが前提条件になってくる場合が最近は非常に多くございますので、まずはこういった計画を策定したうえで、国の有利な財源措置を確保していくということを順を追って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 町長以下執行部の方、前にいらっしゃる方は、愛知川駅を見られたら、全員の方が整備は必要だというふうにお考えいただけると思います。そういったことでぜひともこれは行政・官民挙げてぜひお願いしていきたいなと思いますし、地元としても熱い、強い思いを持っております。

それで、藤塚政策監、もう一度聞きますが、クラウドファンディングなどは使えないものか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

財源確保手段の1つとして、クラウドファンディングは1つの策としては存在するとは考えております。

ただ、一般的にクラウドファンディングとして募集をかける場合、よく言われることが、最初の1週間で目標額の3割～4割を達成できるくらいの勢いがないと、なかなかこれは成功しないと。例えばひと月あって、それが毎日30分の1ずつ募集が入ってくるような形でなくて、最初のスタート段階で3～4割とか5割とかの支援を受けられるくらいみんなの共有認識があって、それで入ってくるような形でないとなかなかうまくいかないよというようなことは、クラウドファンディングの経験者の方からもお伺いしているところがございますので、まずは単純にクラウドファンディングをやりますというだけではなく、やはりある程度構想なり、財源の裏打ちなり、そういったものを示したうえで財源確保策の1つなのかなとは考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。自治体は独立したものでございまして、まず町長がトップダウンでみらい創生課に、こういう調査するという方に指導をしてい

ただくように、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、近江鉄道の存続による活用の将来展望についてお尋ねします。明治29年6月に近江鉄道株式会社を設立し、明治31年6月に彦根～愛知川間を営業開始され、同年7月には愛知川～八日市までと営業を開始され、今では33駅・47.7km、米原～貴生川駅まで結ぶ創業120年になる鉄道路線であります。近江ガチャコン電車として多くのファンもおられます。宿場町へのアクセス拠点として新たな観光資源の活用につなげるとともに、利用者の拡大に取り組む必要があります。今後の取り組みについてのお考えをお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 近江鉄道線の全線存続が決定いたしました。近江鉄道線を持続可能なものとしていくためには、利用者数の増加に向けた取り組みは不可欠であると考えています。

本年度も近江鉄道全線を500円で乗り放題可能なワンコイン切符を販売するなどしたところですが、今後、これらの取り組みに加え、キャッシュレス化を進めるなど、引き続き県・沿線10市町が連携して利用促進に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 近江鉄道は存続ということが正式に決まりました。ただいまそういう形で報告いただきましたが、愛知川駅が通過駅になってはいけなないと。やはり、愛知川を降りていただく駅として、しっかりと位置づけしていかなければならないのではないかなと思います。

ずっと各駅を見まして、興味がありましたから、日野駅は前回行ったのですが、今回、実際、近江線で行って日野の駅に降りて、いろいろと町民さんからも聞きました。やはり120年の伝統を守るということで、駅舎が古くなったけれども、これを何とか町民のシンボルとして守りたいということで、町民さん自らが寄付をして存続をされたというふうに聞きました。

駅舎の中には無料休憩所になっておりまして、そこには日替わりコーナーのカフェも観光案内所もございます。前回、県会議員さんも見学に行かれて、町長からいろいろと説明を受けられたように聞きました。本当に町民挙げて駅というものを、休憩所として利用されているということが非常に私、印象に残りました。休憩所ですから、別にコーヒーや飲み物を頼まなくても、1時間おつても2時間おつてもいいのですが、ほと

んどの方がコーヒーとか飲み物を頼まれるそうであります。

また、その中には観光案内所もありまして、観光案内もパンフをもってされておりますし、観光ガイドを頼む場合は、予約制ですのですぐにはできなかつたのですが、1時間1,000円くらいの単価で観光も案内しているということでした。

日野駅ができるのだから、愛知川駅はギャラリーもあります。ギャラリーがあるところは33駅どこにもありません。ですので、そこをもっともっと有効活用していきたいな、していただきたいと思います。

全国には岡山県の水島臨海鉄道とか、いろいろありますが、ローカル線がありますけれども、臨海鉄道なんか見ますとわずか10駅しかないというローカル線で、気動車で走っています。レトロな世界、昭和の純喫茶と。また、珍しいポイントがいっぱいありまして、上階、駅舎の上を駐輪場にしたり、また駅がパン屋さんになっていて、モーニングやランチバイキングが人気であると。また、フリーマーケットを各駅でできて、今週は愛知川でしたら、来月は日野とかいうふうにすれば、もっともっと近江鉄道を利用していただけの方が増えるんじゃないかなと。実際、存続が決まってもいかにそれを活用するかというのが、これは自治体がしっかりとやっていかないといけないと思うのです。

そういう意味で、まず通勤・通学だけではなくて、本当に住民さんが利用していただけるということになればならないと思いますし、当町におきましては、観光資源は点の存在でございます。そういったことで来ていただければ非常にいいと。私も愛知川駅は毎日、何回となく通りますし、観光客らしい人がおられれば、止まって、どこから来られましたか、どこへ行かれるんですか、とお尋ねをします。まず、びんてまりの館に来たという方が非常に多い。静岡、昨日・一昨日の土日でも、遠方から、大阪とか東京は移動できないから来ましたということで、関東からびんてまりの館へ来られていました。

びんてまりの館へ行かれて、駅で買われる。それからどうするんかということですね。そこらの案内をしっかりと、あとで質問しますけれども、ウォークブルタウン構想に結びつけていかなければならないと思います。

そういったことで、日野駅を参考にしましたけども、愛知川にはもっともっと優れたものがあります。そこら町長、どのようにお感じになられたか、どう活用を考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 村田議員、今ほどご質問の中で、それぞれ近江鉄道の駅を巡っていただいて、具体として日野駅のいろいろな取り組みということもお話をいただきました。大変、日野の地元の方々がこの休憩所を活用しながら、観光の分野への力点を置いていらっしゃる、また住民がそこで活動の拠点にされていらっしゃる、また日野高校がトライアル店舗をしたりとか、様々な取り組みの中心になっているということは、非常に参考になるなということも私も存じております。

とともに、この愛知川駅に降り立ってくださった方々が、やはりこの愛荘のまちにお越しにいただいた時にどのように時間を過ごすことがよいのかというイメージがちょっとつきにくいというようには存じます。そこでおいしいコーヒー一杯飲むのにとすることは、まちの人間はわかるのですけれども、外部の方がそこにすぐにたどり着けないというところも現時点においてはあるのかなと思います。一言声を掛けていただければ、駅前であっても、今ほどの村田議員のように思いを持ってくださっている方が親切にご案内をいただける、ご紹介をいただけるということはあるのですけれども、そんな点におきましては、どのように周遊をしていただくのかという視点を、もっともっと利用者の側に立った情報の提供という形で進めていかねばならないなというのは、率直に感じるところでもございます。

本日、事前にいただいておりますご質問の中でも、これに関する部分としてのウォークアブルということを変えポイントとして置いてもいただいておりますけれども、そのウォークアブルの子細な部分に関しましては、改めて合弁を担当課からも申し上げていきたいというふうにも思っておりますけれども、やはり居心地よく滞在をしていただける、歩いていただける環境、先ほどもおっしゃっていただいているように様々な観光の資源がございますので、こういうのをしっかりと結びついて、また愛荘に来てよかったというふうにはリピートをしていただけるような提供の仕方ということを、より深めていかねばならないと存じております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 伝統もありますし、みらい創生課にひとつ指示をいただいて、調査に現実のものとして入っていくようお願いしたいと思います。

続きまして2点目、愛荘町のウォークアブルタウン創造事業についてお尋ねをします。テーマとして「触れ、歩け、にぎわいあふれるまち」として、また狙いとして、賑わ

い創出エリア、体感エリア、ウォークブル・ゾーンとして、令和2年度に創造事業として予算化し、推進都市として手を挙げて、官民が連携して進めていく大変重要な事業と考えています。そこで、現在の進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。ウォークブルタウン創造事業の進捗状況と取り組みでございますが、若干長くなりますが、進捗状況と今後の取り組みにつきまして、ご答弁申し上げます。

ウォークブルタウン創造事業につきましては、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けたまちづくりの推進を目的とし、本年度から3か年計画で国の地方創生推進交付金を活用し、中山道・近江鉄道愛知川駅・公共施設等の都市機能が集積する一帯を中心エリアとして位置づけ、歩行者空間の創出、観光資源や地域資源の活用、街道の活性化、さらには各交流拠点施設のネットワーク化に向けて取り組んでおるところでございます。

まず、「まちなかの賑わい創出」に向けた事業といたしまして、新たな人の流れや資金の流れを生み出していくことを目的に、愛知川ふれあい本陣を基点とした街道沿いの空き家・空き店舗対策に着手をしているところでございます。現在、空き家・空き店舗等の権利状況等、実態調査を進めているところでございまして、次年度以降はこの調査結果を活用し、金融機関や不動産会社等の民間活力を活用したマッチング等を進め、起業家や移住者等の誘致を行う体制整備を行うとともに、空き家等の流通を目的とした改修補助制度もあわせて創設を行い、空き家・空き店舗対策をモデル的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「魅力体感」に向けた事業といたしまして、近江上布やびん細工てまりなど、本町の強みである「ものづくり文化」を活かした体験型事業の展開を目的としているところです。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により定員の制限など規模を縮小して進めているところでございますが、例えばゆめまちテラスえち1階の近江上布の後継者育成事業におきましては、本年度、これまで県内外から20人が2泊3日の日程で訪れ、その方々の宿泊も6割の方が愛知川ふれあい本陣を利用するなど、これまで当町の課題でございました施設間連携にも寄与しているところでございます。次年度以降もこの仕組みを維持・拡大していくこととし、地域固有の資源を活かした滞在型観光を促進してまいりたいと考えております。

加えて、先に述べさせていただきました「賑わい創出」および「魅力体感」の取り組みを着実かつ効果的に実施していくうえにおきましては、町の外からヒト・モノを呼び寄せる力、特に観光地としての魅力向上は議員ご指摘のとおり不可欠でございます、観光客数の増加により空き店舗への起業意欲が促進され、まちの強みである伝統産業の基盤強化にもつながることが見込まれます。

そのため、現在、町内に分散立地している観光資源等をより持続・発展させるため、町内における観光周遊ルートの開発を行うことに加え、現在、一時的・局所的となっている交流人口等の創出・拡大など、町内の資源を有機的に連携させていくための観光まちづくりを展開しているところでございます。今後は、本年10月に統合した愛荘町観光協会をはじめとした関係者の皆様とともに、魅力的な観光施策を推進してまいりたいと考えております。

そして最後、「ウォークブル・ゾーン」の整備につきましては、歩行者等が現在どのようなルートで移動を行っているのか、また、先ほど申し上げました、策定作業を行っている観光周遊ルートの開発、これがどの程度歩行者の増に寄与したかなどを定量的に分析を行う必要があるため、現在、町内11か所にWi-Fiパケットセンサー等を設置し、歩行者の流動調査を行っているほか、現在、このウォークブルゾーンの基幹道路となる町道愛知川栗田線の拡幅工事に取り組んでおり、歩行者空間の創出等、人にやさしい道路整備を推進していくことで、まちの玄関口となる近江鉄道愛知川駅や中山道、そして各観光施設等を結び、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

以上が、愛荘町ウォークブルタウン創造事業の進捗および今後の取り組みの方向性となりますが、いずれにしましても空き家・空き店舗等への新規出店等を促進させていくと同時に、まちの強みである伝統産業をさらに維持・発展させる取り組みを進め、これらを有機的に連携づけるための舞台とし、住民が気軽に快適に行き交える歩行者・自転車空間を整備し、かかる空間を分散立地している観光資源と結びつけていく取り組みが不可欠であり、そのためにも政策分野間を有機的に連携させ、横断的・一体的な事業として推進してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。確かに今おっしゃったのは、今、構想の実現に向けての大事なことだと思います。

しかしこれは、ウォークブルタウン構想は、住民さんは非常に歓迎されております。

私もこれについては折に触れ住民さんに説明をしておりますし、特に駅前の方については非常に感銘をされておられます。しかし、具体的にまだ進んでおりませんし、先ほど言われた空き家の問題とかいろいろあります。今現在、中山道は閉まる店があっても開店する店がないということで、非常に閑散としております。私も中山道の商店街の方は知っている人が多いものですから、貸していただけませんか、開けていただけませんかと申し上げると、やはり前が店舗で奥が住居になっていまして、前だけ貸すのはちょっと嫌だという方もおられますし、まずこの通りを見たらわかるように人が歩いてない、商売になったら店を開きたい、けれども、今の状態じゃ商売にならんということで、特殊な仕事を持ってこないと思います。

そういったことで、空き店舗を活性化するのであれば、中山道に人通りを戻さなければならぬ。そうすれば当然、店も開いてくるわけですから、ぜひそのような計画も取り入れていただきたい。

机上論では難しいと思います。現場主義で現場を見ていただいて、具体的に出していただきたいなど。特に中山道は有名な宿場町でもありますので、日本橋から京都の三条まで歩かれる方の中継地点でございます。そういったことでの知名度はありますので、ぜひそれを実現に向けての取り組みをお願いしたいと思います。

次に、歩行者空間を創出し、地域消費の活性化を図ることが大きな目的であります。そのために、駐車場や発信起点が必要です。1問目に質問しましたが、愛知川駅前景観整備と連動して考える必要があると思いますが、取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 先ほど1問目のご質問において町長から答弁させていただきましたとおり、近江鉄道線を今後とも持続可能なものとしていくためには、利用者数の増加に向けた取り組みが必要不可欠であり、また、近江鉄道愛知川駅がまちの玄関口として、沿線住民をはじめとする多くの方々にとって使いやすく、利便性の向上や利用促進を着実なものとしていくためにも、駅前環境整備が極めて重要であるという認識は私も同じでございます。

愛荘町ウォークブルタウン創造事業を推進していくうえにおいて、近江鉄道愛知川駅を本町にとって重要な都市機能の1つととらえ、各種施策と関連づけながら、駅を中心とした「居心地がよくあるきたくなるまちなか」の形成に向けたまちづくりを展開して

いきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

次にウォークブル推進都市の一覧を見て感じますのは、大都市や観光地が多くあることです。比較して町の今の状態では、「安全で居心地がよく歩きたくなるまちなか」としては不十分であると考えられます。中心エリアの位置づけと、点を線に結ぶ道路整備・歩道整備が必要です。今後の取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 今後、将来を見据え、中心エリアの位置づけでありますとか、適正な公共交通ネットワークを構築するため、加えて公共事業にあたって有意な財源確保を行うため、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等、コンパクトなまちづくりの方向性を定める包括的なマスタープランの策定が必要となっております。

このような観点から、先にご答弁申し上げましたとおり、町におきましては立地適正化計画の要素を含めた都市計画マスタープランの策定に取り組む方針でございます。本計画の策定によりまして、民間施設等の立地を緩やかに誘導する仕組みを設けることにより、都市のコンパクト化や公共交通ネットワークの構築による住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、道路整備につきましても、この立地適正化計画ですとか、ウォークブルタウン創造事業の枠組みのもと、歩行者空間の創出、観光資源の維持・発展、施設間の連携強化に向けた道路整備を推進してまいります。

また補足にはなりますが、本計画の策定に伴い、先ほど申し上げましたような有意な財源措置の確保が見込まれることから、この計画策定にまずは取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ウォークブルタウン推進都市一覧表（1月末現在）で229あるのですが、滋賀県は5市1町が手を挙げております。

私、今年の1月に業界の新年総会がありまして、大分の中津市へ行ってきました。中津市もこれに手を挙げておりまして、中津市は、ご存じかも知れませんが、夏目漱石の生誕地として知られており、非常に、駅を降りたらもう観光ムード一色で、本当に荷

物を持っていたら、ここへ入れてくださいというふうにされますし、本当にまちが観光というのですか、受け入れ体制がすごいなと思いました。

実際、そののところまでタクシーで2,000円弱だったと思いますが、行きました。昔ながらの建物で非常に情緒があり、懐かしい思いがし、またそれなりに観光客も多く来られていました。だからそういうふうなベースがあるところは、一定はできると思うのですが、当町の場合、ウォークブルタウン構想、今ずっと政策監がおっしゃっていただきましたけれども、ペーズがない、一から歩行者道路をつくっていかなければならないということで、非常に大変ではないかなと。

多くの市を見ましても、熊本市も入っていますし、熊本市もこの前行ったのですが、本当に復興に向けて市民が一丸となって観光に対する熱い思いを感じました。

そういったことで、やはり当町の場合、目的よくわかるのですが、なかなかハードルが高いなというところを思うのですが、そういったことで具体化していくうえにおいて、そういったことについて政策監のお考えをお尋ねします。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

確かにウォークブル推進都市の一覧を見ると、基本的に大都市が結構な大層を占めているなという印象はございます。もともとこの事業を今年度から始めようというふうに認識した経緯といたしまして、先ほど奇しくも村田議員もおっしゃっていたところがございますが、人が通らないから出店しない、逆に言えば出店がないので人も来ないというような形で、ある種、負のスパイラルに陥ってしまっているのかなというのが私の率直な印象というところがございまして、なかなかこれを現状のまま放置してしまうと、まさに取り返しのつかないことになってしまわないかというような懸念があるというところがございます。この負のスパイラルを何とか正のスパイラルに戻していけないかというところで、やはり観光客が増えれば店も出店するし、店の出店が増えれば観光客も増えるしということで、そういった正のスパイラルに戻していきたいなというところをまずは思っておるところでございます。

そのため、なかなか、じゃあ先に観光客を増やせばいいじゃないかという、なかなかそれも、「鶏が先か卵が先か」という話になって、というところもございますので、観光客を増やすにあっては観光プラン策定をちゃんとやっていきたいと思います。出店を増やすためには、空き家・空き店舗の調査であるとか補助事業をちゃんとやっていきましょ

うと。一応両面からちゃんとアプローチしていきましようというところで、現在取り組ませていただいております。

議員が先ほど具体例としてあげていただきました中津市であったり熊本市、まさに観光地として長年の歴史を紡いで、やはり観光地としてちゃんとまちを盛り上げていこうというのがあって、なかなか、結構な年数をかけて築いていったものがあるのかなとは考えております。まさにこのウォークブル事業につきましては、今年度から3か年計画でやってはいるところでございますけれども、仮にじゃあ2年後で事業が終わるかという、そうではなくて、まさにそういった思想のもとに中長期的にまちづくりをやっていく必要があるであろうというところで、方向性として示させていただいて具体的な事業に落とし込みをさせていただいたところございまして、歩行者空間をちゃんとつくっていかねばいけないというのは、何も観光だけではなくて今後の医療であるとか福祉であるとか、そういった観点でも非常に重要かとは思っておりますので、そういった中長期的な観点、いろいろな政策、関連意見の観点から、1つの寄って立つところとしてお示しをさせていただいております。

いずれにしても、こういった方向性に基づいて中長期的なまちづくりをしっかりと行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。ウォークブルタウン構想は、住民さんは非常に歓迎されておりますし、特に周辺の方にはものすごく歓迎されております。ぜひこれを早期に実現をしていただきたいと思います。だから、豊富な観光資源を活かして、十分に取り入れていただきたいと思います。

また、観光協会も10月に合併をされました。長年、愛知川の観光協会の総会では、本陣、あそこを核ににぎやかな商店街にしたいというふうには夢を語っておられましたけれども、現実にはなっていない。だからそういったことで、ウォークブルタウン構想と併用して、ぜひそういうことも実現していただけたらありがたいなと思います。これも具体的に進捗いただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に3点目、財政状況についてお尋ねをいたします。2021年（来年度）から3年間の財政状況の見通しについてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染の影響が長期化し、町税収入の大幅な落ち込みが必至のため、業務の統廃合や見直し、事務の効率化・スリム化を徹底するほか、国や県の補助金を最

大限有効活用し、コロナ禍の難局を乗り越えなければならないと考えます。

一方、厳しい財政の中でも、子育てや教育、高齢者や障がい者の支援をはじめ重点的に取り組む政策にはしっかりと対応し、メリハリの利いた予算編成を進める必要があると考えますが、財政見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 来年度から3年間の財政状況については、歳入面では新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や企業収益の悪化に伴い、町税の減少が見込まれる一方、歳出面では広域行政組合の負担金の増加や社会保障関係経費の増加、順調に工事進捗している愛知中学校大規模増改築事業などを適切に実施していくため、より経営的視点で財政運営に努めていく必要がございます。

村田議員のご意見のとおり、厳しい財政状況の中でも重点的に取り組むべき政策にはしっかりと対応するため、メリハリのある予算編成を行うことが肝要であると考えております。

令和3年度当初予算編成については、第2次愛荘町総合計画に掲げた目指すまちの姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」および「まちづくり」の3つのプロジェクトに加え、新型コロナウイルス感染症対策を4つ目の重点施策として、重点的に予算措置を行う方針で編成作業を進めているところです。

また、特に活気ある持続可能なまちづくりにおいて、長期にわたり前向きな効果を発揮するかという視点に重点を置くこと、さらに国・県・団体等の動向に注視し、新たな財源確保を積極的に行うこと、各事業のあり方について見直しを行うこと、不用額の削減を行うなど、職員一人ひとりが経営感覚とコスト意識を持って、あらゆる財源の確保と徹底した経費削減に努めることで、メリハリの利いた予算編成を目指してまいります。以上でございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 来年度以降、どこの市・町、滋賀県だけではなくて国も県も全国、財政状況が不足する見通しということで新聞等々でも発表されております。

そういった中でどのようにしてやりくりするかということだと思っておりますけども、まず優先順位を決めていただく。また、類似業務等徹底して見直しされるものについては見直していく。事業のスクラップや事務の効率化、徹底的にスリム化をして、また国や

県の補助金を有効に活用して、難局を乗り越える必要が私はあると思います。歳出の見直し、行政改革、町有地売却などのあらゆる手法を使って、この難局を乗り越えなければならないのではないかなど。全職員が知恵とアイデアを出し合い、しっかりと予算編成を進めていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、クラウドファンディングなど、またふるさと納税など、税外収入の獲得等、積極的に検討する必要があると思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 村田議員の再質問でございますけれども、国の方で地方財政計画というのがございまして、例年、年明けに発表されておりますけれども、現在そういったところも加味をしながら今後編成を進めてまいりますけれども、いろいろな事業がある中で、先ほどもございましたように、新たなクラウドファンディング等を、該当する事業があるのかどうか、その辺も踏まえて、今現在、予算編成の最中でこれから進めてまいりますのでございますので、種々検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 市・町だけではなくて企業も、今、コロナ禍で大変でありますし、また、雇用等々も非常に不安定な要素になっております。

そういったことで民間の企業も非常に、行政以上に大変であり、もう、下手をすれば倒産するというふうな事態までなっております。そういった、非常に、お互いに緊張感を持ってこの難局を乗り越えていかなければなりませんし、コロナの収束というのはまだまだ見えないというふうな状況でもあります。これは誰も予測してなかったことですので、これを本当に難敵というのですか、仕方がないことだと思うのですが、そういったことでしっかりと緊張感を持って臨んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 以上で、村田 定君の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。3時30分から次、行います。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。新型コロナウイルス感染症について、役場庁舎等リニューアル工事について、介護予防・日常生活支援総合事業についての3項目について、一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症について質問します。新型コロナウイルスは感染拡大しており、第3波が到来し深刻な状況になっています。新型コロナウイルス感染症について、次の5点についてお聞きします。

1点目に、愛荘町内でのPCR検査の体制は確保できているのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） PCR検査については、滋賀県が検査体制を整備しており、県内7つの保健医療圏域内で体制整備されております。愛荘町は湖東保健医療圏域になりますが、PCR検査体制が確保できております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） このことについて、何点か再質問させていただきます。

発熱があった場合、どのようにしたらよいのか、その場合、町内の医療機関で安心なのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

発熱や風邪のような症状がある場合は、受診前に必ずかかりつけ医にご相談いただき、身近な医療機関でお電話で相談したうえで受診の方をお願いしたいと思います。

相談先や受診先に迷った場合は、受診相談センターへお電話でご相談ください。また、コロナ禍で有熱者の診療を躊躇される医療機関が多い状況ではございますが、愛荘町内の先生方におかれましては、積極的に診察を行っていただける医療機関も多いということもご座ますので、安心して受診できる状況だと判断しております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 発熱がありコロナの疑いがある人がPCR検査を受ける場

合の費用負担はどうかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） PCR検査を含めて新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の検査の場合につきましては、その検査料と検査判断料に係る個人負担金分を公費で負担されるというふうにお聞きしております。

しかしながら、初診料であったり採血料であったり、レントゲンやCT等々の検査に係る必要な診療費用については、保険診療として患者さんがご負担していただくというふうに聞いております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 症状がなく濃厚接触者でもない人が個人でPCR検査を受ける必要がある時は、どのようにしたらよいのか、また、費用負担はどうかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 個人でPCR検査を受けられる場合につきましては、個別の保険適用外となりますので、自由診療となりますので、個人でご負担いただくことになると思います。

あと、実質的には今、行政検査と言われます濃厚接触者への感染の有無を調べる検査でいっぱいな状況ですので、なかなか個人の希望に添えるような医療機関が県内にあるかどうかということにつきましては、町の方では把握できていない状況でございます。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、2点目に、インフルエンザワクチンの接種率と充足状況について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 季節性インフルエンザワクチンの予防接種の接種率につきましては、10月ひと月分の接種状況となりますけれども、高齢者が64.13%、妊婦は20.51%、義務教育以下の子どもは18.77%です。

インフルエンザワクチンの充足状況につきましては、愛荘町に限らず、どの医療機関も不足していると聞いております。なお、現在、滋賀県が県内の各病院・診療所に対して、季節性インフルエンザワクチンの接種状況等調査を行っておりますので、接種状況

およびワクチンの在庫状況の実態を把握されているところでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の2点目のことについて、再質問をさせていただきます。

インフルエンザの発症状況はどうなっているのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 厚生労働省の11月29日現在のインフルエンザ報告数ですけれども、全国で46件、うち滋賀県が6件となっております。昨年度の現時点でのインフルエンザの報告数は、2万7,393件でございました。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1点、再質問させていただきます。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は症状が似ているので、区別がつきにくいといわれています。発熱した場合、インフルエンザか新型コロナウイルス感染症かを見分けるための検査の対象方法について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほど議員ご指摘のとおり、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症はよく似た症状が出現するため、診断が難しいとされております。

そのため、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、発熱や風邪の症状がある場合は、受診前に必ずかかりつけ医等身近な医療機関にお電話で相談してから受診をされるようお願いしたいと思います。なお、季節性インフルエンザか新型コロナウイルス感染症かの診断にかかる検査につきましては、かかりつけ医の診断によるものとなりますが、受診先の医療機関で診察に必要な検査が行われる場合と、受診された医療機関でその検査ができない医療機関がございます。受診されて検査ができない医療機関につきましては、その時にほかの医療機関を先生が紹介していただくというような検査体制を県内で整備されているという状況ですので、ご安心いただけたと思います。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは次に移りますが、3点目に、感染予防対策についての見解を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 新型コロナウイルス感染症の国内・県内の感染動向等から、今後、より感染症を拡大させない取り組みが必要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染と接触感染によって感染するため、一般的な感染症対策の徹底として、手洗い、マスクの着用、3密を避け、身体的な距離の確保が重要であると考えます。

家庭でも咳エチケット、こまめな換気と加湿、ドアノブなどの共用部分の消毒の実践や、家族以外の方と接する場面では感染リスクの高める5つの場面、例えば飲酒を伴う懇親会や大人数での長時間に及ぶ飲酒、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、仕事から休憩室など居場所の切り替わり等に注意し、特にグラスやお箸の共用を控え、会食時であっても会話の際はマスクを着用することが重要だと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 感染予防対策のことについて、再質問をいくつかいたしますけれども、それぞれ関係ある課の方で答弁をお願いします。

1点目ですけれども、国のGoToトラベルやGoToイートの事業を多くの方が利用されていると思います。人の行き来や外食場面での感染拡大を防ぐための知識と対策が必要です。町のホームページを見ても、このことについては出されていません。国の行っている事業ですが、町としても細心の注意を払って、感染予防対策を飲食店含めて町民に呼びかけることが必要と考えますが、その見解を求めます。

○議長（河村善一君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

現在、GoToトラベルおよびイトにつきましても、国の方で制度を段階的に見直しながら延長される方針であると聞いておまして、一部の都道府県に対しましては利用規制がかけられておりますけれども、いまだ多くの方がGoToを利用し、感染拡大の要因の1つとも考えられます。

しかし、感染防止にはどうしても移動の制限が伴います。病原体のウイルスや細菌が人によって運ばれるからでありますけれども、移動制限を厳しくいたしますと社会経済が行き詰りまして、様々な弊害が生じると考えられます。GoToによって観光地が賑わいを取り戻し、経済活動が回復した地域も少なくないと思います。人と人とが物理的に結びつくことで、コロナ禍特有の閉塞感もかなり薄れてきているように思います。

また、感染によってお亡くなりになられるケースは限定的になっている一方で、社会経済の閉塞が続けば、それによってお亡くなりになられる方も増えるのではないかと思います。よって、感染防止と経済振興のバランスは非常に重要ではないかと考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問ですけれども、11月11日に豊郷病院で新型コロナウイルスの感染が確認されました。豊郷病院をホームページを見ますと、11月28日に時点で感染者が11名になったということで、12月2日、豊郷病院に入院されていた方が新型コロナウイルス感染症で亡くなりました。

コロナで亡くなられた方のことをテレビで放映しているを見ましたが、見送るのはご家族・ご親戚ではなく医療従事者の方であるという現実には心が痛みました。しかし、それが遠いところの出来事ではなく、身近なところで起こっています。その情報は新聞を読めば書いてありますし、豊郷病院のホームページにも書いていますが、読んでいなければ知ることができません。

特にスマートフォンやパソコンの操作をすることがない高齢者は、情報を知り得ることが難しいと思われませんが、重症になるリスクが高い高齢者こそ、近くで起こっているこのような情報を正確に知ることが感染予防につながるのではないのでしょうか。感染拡大を防ぐために、身近なところでの観戦情報を開示する手立てを求めますが、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） コロナウイルスの感染症は、明確な予兆もなく地域内で突然発生をしまして、患者および濃厚接触者や感染発生場所も様々でございます。発生時にはそれらの状況を短時間で分析して、自治体としての対応を判断し、公表実施することが求められております。

現時点におきましては、滋賀県も注意ステージに引き上げられまして、特措法の24条第9項に基づき感染対策の徹底、施設・事業所における感染防止策の徹底、イベントの開催基準等について県民へ協力要請されていることから、当町といたしましても現段階におきましては同様の周知、特に感染リスクが高まる5つの場面の徹底や感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫でありますとか、町イベントの開催基準等の更新を、ホームページや防災無線を通して町内外へ周知することを第一に考えておるところでござ

います。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1点、再質問をさせていただきます。

12月3日、文部科学省は学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を提示しました。この中で各学校の感染拡大防止のための日々の努力が評価され、「引き続き学校での適切な対策により感染拡大を抑えられるよう取り組みを継続していただくようお願いします」とされています。

このマニュアルの中に児童生徒への指導として、「児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、新型コロナウイルス感染症の予防、資料などを活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です」という記述がありますが、児童生徒への指導をどのように実践されているのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまの「学校現場での感染対策」というようなところでのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、2020年12月3日、今日3日でございますが、文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式 Ver. 5」が発表されたところでございます。特に変更をされたところにつきましては、これまでの第4バージョンにつきましては、感染症が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示してきたところでございますが、今般の第5バージョンにつきましては、児童生徒等が教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく「学校の全部または一部の臨時休業」の必要かどうかについて明記をされたところでございます。

本町におきましても、万が一、臨時休業が必要であるということになれば、保健所の調査や学校医への助言等を踏まえて、学級単位・学年単位または学校全体を臨時休業するかどうか、設置者が検討し判断することといたしております。

また、これまでも実施をしてまいりました学校・園におきましては、基本的な感染症対策といたしまして、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることとさせていただきます。

また、集団感染へのリスクの対応といたしましては、これまで何度も言われております3密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスクの着用というところでございま

す。子どもの発達段階に応じて、指導をしなくても自主的に予防ができるよう、学校・家庭・地域の中で見守ってあげることが大切なことであろうかと思っております。

また、特に感染者や濃厚接触者が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならぬよう十分な配慮・注意をしながら、学校・園の教育に引き続き取り組んでまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の4点目に移ります。

コロナ禍での町民の苦難を軽減し、また、町民を感染から守るために、新たな施策を考えているのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 町におきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向け各種啓発を行うとともに、特別定額給付金への1万円上乘せ、町内中小事業者への補助、各自治会の活動再開に向けた支援、エール商品券の販売などの経済対策を実施しております。引き続き感染予防に向け各種啓発を行うとともに、町が定めているイベント開催基準の徹底等により、3密やクラスター発生回避を進めてまいります。

また、追加的な経済対策につきましては、国や県の動向を踏まえつつ、今後の感染拡大状況、景気動向等を総合的に考慮し、判断してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） これについて再質問をさせていただきます。

今答弁にもありましたように、追加的な経済対策ということですが、本当にコロナ禍、まだまだ続くと思われるので、ぜひお願いしたいところですが、実はこの質問の通告を提出してから、子育て中の家庭の方から、給料が激減し生活が苦しくなったというお話をお聞きしました。勤めに出ている方なので業者関係の給付金の対象にもなりません。また、休業して給料が下がったわけではないので雇用調整助成金の対象にもなりません。生活が苦しくなったのに、その方が対象となり得る支援制度がありません。

先日、新聞報道にもありましたが、あしなが育英会が行った県内の小学生の調査で保護者の半数近くが収入減になったという結果が出ています。コロナ禍で収入が減少して生活が苦しくなったのに、制度の対象とならずに支援が受けられない方も多いと考えます。そのような方を支援できるような制度の創設に取り組むことを提案しますので、こ

れについての見解を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 現在、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、第3波が到来している中、いまだ収束が見えない状況でございます。今後も感染症対策に万全を期すとともに、傷ついた経済の再興等、コロナ後の新状態における施策も並行して進めていく必要があると考えます。

これまでの対応にあたりましては、時々刻々と変化する情勢の適切な把握、町対策会議等での対策方針の迅速な決定、時宜に応じた情報発信を心掛けてまいりました。今後におきましても、現在、町が取り組んでおります経済対策の着実な実施に加え、国が現在編成作業を行っております第3次補正予算等を含めた国あるいは県の対策と連携をしていくことが大変重要と考えており、今後も検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次に5点目に、これまでのコロナ対策の継続についてどのように考えているのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 依然として新型コロナウイルス感染症につきましては収束が見えない状況であり、引き続き感染症対策に万全を期してまいります。

具体的には、情報共有を徹底するとともに、クラスター発生予防対策、医療体制の確保等、感染防止のための基本的な対策を徹底してまいります。また、繰り返しになりますが、追加的な経済対策につきましては、今後の感染拡大状況、景気動向等を総合的に考慮し、判断してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今のことに対しての再質問をさせていただきます。

コロナ禍は、先ほども申し上げましたが、これからも続くといわれている中で、町民の苦難を軽減するためのコロナ禍の支援制度の継続は必要だと考えます。また、今ある国・県・町の支援制度を適用できるのに、その制度を知らずに申請しない方もあろうかと考えます。期限が延長になった制度もあります。

厚生労働省は10月末に、会社が休業手当の申請に協力しない場合でも、労働者が国

に対して休業手当給付金を申請し、支給を認める新基準を示しました。このような制度を町民に知らせることが必要です。今ある国・県・町の支援制度を紙ベースにまとめて配布することも、町民の苦難を軽減するために必要なことではないかと考えます。このことについて見解を求めます。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　ご意見等ありがとうございます。今ほどのご意見にもありましたとおり、今後そういった部分を含めまして、紙媒体等の周知も含まれて今後検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（河村善一君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　本当にこのコロナ禍においていろいろな町民の苦難がありますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。それでは、次の質問に移ります。

次に、役場庁舎等リニューアル工事について質問します。愛荘町公共施設（建物）個別施設計画において、町全体の公共施設の計画を示しています。有村町長は、その中から庁舎をはじめ9施設を選び、どのようにしていくのかを検討する「庁舎等あり方検討委員会」の立ち上げを昨年12月議会で突然提案し、今年8月5日に検討委員会が答申を行いました。その答申を議員に説明したのは8月11日の議会全員協議会です。議会全員協議会では、答申についての有村町長の具体的な考えは示されず、経営戦略課から5つの具体の案の答申説明が行われただけです。

9月18日、有村町長は、令和元年度決算の審査を行う「予算・決算特別委員会」終了後に開催された議会全員協議会で、愛知川庁舎への役場機能を集約するための設計委託料2,100万円を突然提案しました。年度途中の補正予算であり、事業の計画や費用の全体像も示されていません。

来年の1月に、町としての具体の方針（案）・実施計画（案）の策定をしてから、議会全員協議会での説明をし、住民説明会を開催するといっていますが、庁舎の集約を決めた後で住民説明会を行うことは、町民にとっては事後承諾に過ぎません。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業自粛や売り上げ低迷によって、町税などが納付困難な納税者対応としての町税の納付猶予は、本年9月現在で21件の申請・許可があり、金額にして3,339万9,000円、国民健康保険税の減免については、9月末現在で23件の申請で428万円の減免決定を行っているとのことをお聞きしています。このような新型コロナ禍による町民の生活苦は今後も続くものと思われま

検討委員会を立ち上げた時は、新型コロナウイルス感染拡大の問題はまだありませんでした。しかし、現在は、コロナ問題解決は第一義的な課題となっています。町民の生活や健康維持のために、今はコロナ対策を先行すべきであり、取り急いで庁舎集約化を進める必要はないものと考えます。現在の庁舎のままなら町民にとっては何の支障もなく、改築のための費用も要りません。また庁舎が1つになれば、人が1か所に集まり、ソーシャルディスタンスが保てなくなる可能性も出てきます。

愛荘町公共施設（建物）個別施設計画の中で、両庁舎については、「2026年までに方針を決定」とされています。そもそも、このような大事なことは議会と十分に協議をし、町民説明会を開いて意見を聞き、みんなの合意の中で慎重に進めるべきです。新型コロナウイルス感染が収束してからでも遅くないと考えます。以上のことから、役場庁舎等リニューアル工事を止めることを求めますので、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 役場庁舎をはじめ公共施設の見直しについては、平成26年4月の総務大臣通知により、これから大量に更新時期を迎えること、人口減少等により利用需要が減少していくこと、合併後の施設全体の最適化を図る必要があることから、公共施設の見直しを行うように全国自治体に要請されました。

これを受けて、本町においても平成29年3月に「公共施設総合管理計画」を策定し、さらに住民や団体・学識者等が構成した検討委員会を設置して議論を重ね、平成31年3月に「個別施設計画」を策定し、統廃合を基本原則に、施設ごとに具体的な方向性を取りまとめてまいりました。その都度、議会の先生方にもご報告をしてまいりました。

その後、議会の本会議において、「住民の理解を得るため、さらに検討委員会を立ち上げ検討し、議会とともに真剣に考えていく必要がある」とのご意見を頂戴したことも踏まえ、令和2年2月に「愛荘町庁舎等のあり方検討委員会」を設置し、議論を深め、8月5日に「行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針（案）」を答申いただきました。審議経過も含めて適宜、議会にもご報告をしてまいりました。

今回の検討委員会の答申において、将来世代に負担を先送りすることなく、速やかに実行していくことを言及されており、今後、町としての方針を速やかに取りまとめ、実行していかなければならないと考えております。

なお、コロナ対策についても、これまで補正予算を重ねて重点的に取り組んできたところであり、今後の感染状況や地域経済の動向、さらに国や県の対策を踏まえつつ、引

き続きしっかりと取り組んでまいり所存であります。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先ほどの質問で私の主張は言い尽くしておりますので、これ以上申し上げることはいたしません。設計委託費に賛成したのは7議員、反対したのは6議員で、半数に近い議員が反対を表明していることを重く受け止めていただきたい。また、事業を進めるにあたってのプロセスに間違いがあることを訴えまして、次の質問に移ります。

また、有村町長は11月上旬に防災無線で、庁舎の集約化などの公共施設の計画についての話を町民に対して放送したと聞いています。話された内容とその目的について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 放送内容については、新型コロナウイルス感染症に関しての生活支援、経済対策、感染予防措置などの対策や、愛知中学校の増築工事、小中学校におけるICTを活用した授業の展開についての町政の報告をしております。

また、公共施設の集約化については、住民の皆様への一層の周知についてもご指摘をいただいておりますが、庁舎等のあり方検討委員会から答申いただいた内容と、今後、町としての方針案を取りまとめることなどをお伝えしたものでございます。

次に、放送の目的については、今般の新型コロナウイルス感染症により社会生活に大きな影響をもたらしている中、町行政として住民に対する様々な対策を講じていることを報告することで、住民の皆さんに一層の安心感を持っていただくことを目的としているところです。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。今のことについて、再質問をいたします。

この放送をした日時と何分の長さの放送を行ったのかについて、町長の答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 11月6日でございます。夕方の7時40分からでございます。

6分間ということでございます。が、機械がどうも調子が悪かったということで、4分30秒ほどでこの放送に関してはまどまっているということでもございました。愛知川区域においてです。

続きまして、同じ原稿を、ちょっと短くなったものということでもございましたが、11月7日の日、これは夕方の6時半、11月8日の日、これは午前11時45分から約4分というものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ただ今の答弁で、放送の目的は、「新型コロナウイルス感染症への町の対策を報告することで、住民の皆さんに一層の安心感を持っていただくこと」とおっしゃっていましたが。そこに目的外の「公共施設の集約化」を付け足したという意図は何なのかについて、町長の答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎の部分ということで今ほどお話をいただきましたけれども、これもあくまで町政のご報告の中に入るものでございます。

あり方検討委員会から8月にいただいたこの答申の内容、それを受けまして現在、町におきまして今後の方針案の策定を進めてまいりますということのご報告でございました。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を続けさせていただきます。

愛荘町防災無線設置条例第1条に「設置目的」として、「災害時の非常緊急時における通報および広報活動を迅速かつ正確に行い、あわせて日常の行政連絡事務の円滑化を図るため、防災行政無線施設を設置する。」と定められています。

また、愛荘町防災行政無線施設管理運営規則第9条「通報の内容」に、「通報は、簡単明瞭に行い、防災行政無線の設置目的に沿うものとする。」と定められています。これに見合った放送であったのかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） あくまで町政の連絡事項であり、簡潔にいたしておるものでもございますけれども、少しプラスしてご答弁を申し上げます。

これでございますけれども、国の電波法関係審査基準におきまして無線局の開設の理由として、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する事務に加え、地方行政に関する事務の遂行上必要な通信を行うためとされていることから、広報事項の伝達等ができるものであり、防災行政無線を整備している県下の他市町においても、同様に広報をしているものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問ですけれども、愛荘町防災行政無線管理運営規定第7条で、「通報の種類」というのがあります。6の通報が書いてあるわけですが、そのうちの上の（1）（2）（3）の通報のところは、（1）緊急通報。災害の発生または発生の恐れがある場合、その他緊急を要する事態が生じた時に行う通報。（2）提示放送。親局が行う時報および行事のお知らせ等の通報。（3）臨時通報。一般的な事項で必要に応じて随時行う通報、などの通報の種類がありますが、これらの許された通報に合致していたのか、町長の答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 合致しているものと認識をいたしておりますけれども、防災無線で放送できる内容については、愛荘町防災行政無線施設条例において定めており、緊急情報の伝達に加え、町の公示事項および広報事項の伝達を行うことができるものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先ほど、この放送の目的というのは、コロナウイルスの感染について町民に、町の施策があるので安心をしてもらいたかったというような目的を言われましたけれども、それ以外のお話は目的には入っていませんが、広報事項であるというふうにとらえておられるというように私はとらえましたけれども、私はこの放送を実際には聞いてはいませんが、今日質問をさせていただきました、町長がされた放送は、私は防災無線の目的には合致しないと判断します。

コロナ対策や情報開示を行うなら、行政連絡事務として簡単明瞭に行うべきです。放送の目的が、公共施設の集約化でないのなら、防災無線で放送する必要はないと考えます。なぜなら、防災行政無線は、愛荘町防災行政無線施設管理、運営規則第9条「通報の内容」に、通報は簡単に明瞭に行い、防災行政無線の設置の目的に沿うものとする。」と定められているからです。

どちらかといえば、公共施設の集約化についての内容に、町民はするどく反応しておられます。この放送を聞いた町民の方から、公共の電波を利用してもよいのか、また、公共施設の集約化といった町政報告の内容だった。短い時間の放送ではなかったという声をお聞きしています。このような町民が不審の声を抱かれていますので、町長は防災行政無線の総括管理者なのですから、町民が不審を持つような放送は控え、正しい放送

を実践する立場を貫いていただくことを申し添えまして、次の質問に移ります。次は最後ですけれども、介護予防・日常生活支援総合事業について、質問します。

2021年度より本人の希望と自治体の判断で、介護予防・日常生活支援総合事業の対象を要介護者まで拡大できるようになるとのことですが、町はどのように考えているのかについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

これまで介護予防・日常生活支援総合事業においては、事業対象者等に限り訪問型サービスおよび通所型サービスが利用できることとされており、要介護認定を受けるとサービスを利用できなくなるとされておりました。

今回、令和2年10月22日付け介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、要介護認定を受けても本人の希望により引き続きサービスを利用できることとなり、対象者の弾力化が図られております。

対象者が拡大されたことは、利用者の状況に応じてサービスを利用できる選択の幅が広がるものであり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう支援していく町の計画方針と合致する改正内容であると考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。現在行われている愛荘町での総合事業のデイサービスに通う利用者の方からは、喜びの声を私自身もお聞きしています。来年度からも利用者の方に適切なサービスを提供することを第一の課題に据えていただき、現状の事業を後退させないこと、また利用料の現状維持を求めますので、これに対する答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほど、利用者の声も聞いていただきまして、ありがとうございます。この総合事業につきましては、やはり愛荘町に暮らしておられる方がいつまでも安心して暮らしていけるようサービスを提供するものでありますので、このサービスは事業所と一緒に協議しながら継続的に、またよりよいサービスとなるよう続けてまいりたいと思っております。

また、サービス利用料につきましては、全国的な報酬改定が来年度より第8期の計画で予定されておりますので、その辺を注視しながら対応してまいります。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 利用料のことですけれども、やはり年金で暮らされている方々、そして喜んで来ておられるんですけれども、利用料の引き上げになりますと通所できなくなるということもありますので、最大限の努力をして引き上げを抑えていただきますことをお願いいたしますので、もう一度お願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。この総合事業につきましては、町と事業所さんとの協議をしながら単価等も決めていける制度となっておりますので、事業所さんが負担のならない、けど、今回、コロナの影響により様々な経費もかかっておりますので、その辺を踏まえて対応していきたいと思っております。以上です。

○11番（瀧 すみ江君） これで一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） ありがとうございます。

以上で、瀧 すみ江君の一般質問は終わりました。

○議長（河村善一君） 以上で、本日の7名の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。再開は、12月8日、明日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

延会 午後4時17分